

令和元年塩尻市議会 9月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 令和元年9月20日(金) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第1号 平成30年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子健康費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款予備費、財産に関する調書

○出席委員・議員

| | | | | | | | |
|-----|----|----|---|------|----|-----|---|
| 委員長 | 平間 | 正治 | 君 | 副委員長 | 樋口 | 千代子 | 君 |
| 委員 | 永田 | 公由 | 君 | 委員 | 山口 | 恵子 | 君 |
| 委員 | 横沢 | 英一 | 君 | 委員 | 小澤 | 彰一 | 君 |
| 議長 | 丸山 | 寿子 | 君 | | | | |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

| | | | | | | | |
|--------|----|----|---|---------|----|----|---|
| 議会事務局長 | 横山 | 文明 | 君 | 議会事務局次長 | 赤津 | 廣子 | 君 |
|--------|----|----|---|---------|----|----|---|

午前 9時57分 開会

○委員長 皆さんおはようございます。それではただいまから、9月定例会総務生活委員会を開催いたします。本日の委員会は、委員全員出席しておりますので、早速入らせていただきますが、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 改めましておはようございます。委員会をお開きいただきまして、ありがとうございます。提案を申し上げてあります議案につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

○委員長 当委員会に付託されたました議案につきましては、別紙委員会付託案件表のとおりであります。日程について副委員長から説明いたします。

○副委員長 おはようございます。今回の委員会は、本日と24日の2日間行います。また、現地視察及び懇親会の予定はありません。以上ですが、よろしくお願いいたします。

○委員長 それではただいまから、議案の審査を行います。発言に際しましては円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言につきましては必ずマイクを通じていただきますようお願いをいたします。

それでは最初に、普通会計の決算概要について説明をお願いいたします。

○財政課長 それでは、普通会計、決算の概要がございまして、その次のページにいわゆる決算カードと言われております、普通会計決算状況がございまして、この152ページの横表でございましてけれども、表が大変細かくなっております。お手元にA3の、拡大したものを事前にお配りをさせていただきましたので、そちらをごらんをいただきたいと思っております。

(資料「平成30年度普通会計決算状況」説明)

○委員長 失礼いたしました。普通会計の決算概要について説明をいただきましたけれども、この件について御質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは次へ進みます。

議案第1号 平成30年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款予備費、財産に関する調書

○委員長 次に、議案第1号平成30年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。慣例によりまして歳出から説明していただきますけれども、範囲が広いので区切って行いたいと思っております。初めに、歳出第1款議会費68ページから2款総務費1項9目支所費95ページまでの説明を求めます。

○総務人事課長 それでは、決算書の68、69ページをお開きください。まず歳出のうち、人件費につきまして御説明をさせていただきます。人件費は、各課共通でありまして当該科目ごと備考欄に、一般職の正規職員につきましては職員給与費として、また嘱託員につきましては嘱託員報酬、臨時職員につきましては臨時職員給与費で、それぞれ計上してございます。原則としまして各課からの説明は省略をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○**議会事務局次長** それでは同じページになりますけれども、1款1項1目の議会費をお願いいたします。平成30年度決算額の総額につきましては2億312万円余でありまして、前年度対比99万円余の減となっております。69ページ備考欄をお願いします。

3つ目の白丸、議会活動費1,254万円余のうち、上からの6つ目の黒ポツ、費用弁償207万円余につきましては、常任委員会の行政視察、会議等に伴う費用弁償になります。その4つ下の黒ポツ、印刷製本費163万円余につきましては、議会日より4回分の印刷製本費になります。議会費につきましては以上になります。

○**総務人事課長** それでは70ページ、71ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費のうち備考欄最初の白丸、嘱託員報酬4,851万円余につきましては、旧庶務課、旧秘書広報課の嘱託員14名分の報酬等になっております。

次の白丸、特別職給与費3,098万円余につきましては、特別職のうち市長、副市長の給与手当等でございます。

次の白丸、職員給与費11億7,702万円余につきましては、1つ目の黒ポツ、一般職員給与3億2,518万円余につきましては、総務部、企画政策部、会計課等の一般職の職員88人の給与となっております。その下の黒ポツ、一般職手当7億2,855万円余についてですが、そのうち退職手当等につきましては28名分を、4億9,851万円余としてお支払いをしております。

次の白丸、人事事務諸経費1,103万円余につきましては、1つ目の黒ポツでございますが、普通旅費40万円余につきましては、議会の行政視察随行ほか一般旅費となっております。下から2つ目の黒ポツになります、人事給与システム使用料925万円余につきましては、人事及び給与関係のシステムをリース契約により使用しておる使用料となっております。

次の白丸、臨時職員給与費540万円余につきましては、産休代替等緊急対応の臨時職員6名分の賃金でございます。

次の白丸、法制執務費648万円余につきましては、法令に即した行政運営を行うための経費となっております。それでは決算説明資料の31ページをごらんください。上段の法制執務費になりますけれども、取り組み内容としましては、例規管理システムの運用により複雑な法制執務を円滑に執行するとともに、文書責任者会議の開催やリスクマネジメントとの連携により、法令を遵守した事務の推進を図った結果、その下の結果欄にもございますけれども、数多い例規の制定や改廃を円滑に実施することができました。また法律相談等につきましても、2人の弁護士に委託することで、業務に関係する法的な面の充実が図られました。ただ課題としましては、担当課における必要性の認識が十分に図られていないこと、また適正な文書作成という面において文書作成や文書審査におけるさらなる周知徹底を図る必要があると考えております。

決算書にお戻りください。1つ目の黒ポツ、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬1万6,750円につきましては、塩尻市情報公開個人情報保護審査会条例の規定に基づく審査会の委員の報酬となっております。4月26日に開催をいたしました報酬5人分となっております。内容は、平成29年度の情報公開及び個人情報開示数の報告等をさせていただきました。

3つ飛びまして弁護士委託料26万円余につきましては、市が委託をしております2人の弁護士に対する簡易

な法律相談等の委託料となっております。相談回数は15回、延べ11時間30分余となっております、気軽にまた継続的に相談できる体制を整えております。その下の黒ポツ、例規管理システム委託料334万円余につきましては、条例規則等に関する職員向けシステム及び市ホームページにおける閲覧システムの、保守管理に係る委託料となっております。1つ飛びまして、交通事故等補償金3万円余につきましては、公用車の過失事故1件分となっております。

次の白丸、文書事務費3,286万円余につきましては、庁内文書発送、用紙購入等に係る経費です。2つ目の黒ポツ、消耗品費425万円余につきましては、印刷機の用紙及びインク等の消耗品になります。2つ飛びまして郵便料2,396万円余につきましては、市から発送します郵便物等の郵便料金となっております。2つ飛びまして印刷機等使用料348万円余につきましては、オルフィス、これはカラー印刷機になりますがこれを2台、それから白黒の印刷機2台、それからプロッター、大判の印刷機になりますがこれを1台、紙折り機1台の使用料となっております。

次の白丸になります、平和祈念事業66万円余につきましては、市民の平和意識の向上を図るための事業経費となっております。決算説明資料で御説明をしますので、資料の31ページをお開きください。下段になりますが、平和祈念事業でございます。こちらにつきましては、昭和60年に平和都市推進の宣言をして以降取り組んでいる事業でございます。取り組み内容になります平和教育研修は、平成6年から実施をしております、市内の中学生の代表を広島市に派遣しており、広島市の中高生による平和活動団体によるヒロシマ青少年平和の集いや記念式典に出席をして、薄れがちになっている戦争の悲惨さや平和の大切さについて学んでいただきました。成果としましては、その後全ての中学校において校内のいろいろな行事、機会等において報告をすることによって平和について全員が改めて考える機会を設けていただきました。課題としましては、市の事業として実施をしております平和祈念のつどいの講演の講師について、実際に戦争を体験されている方が少なくなっていることから、人選が難しくなっているということが挙げられます。決算書にお戻りいただきまして、一番下の黒ポツ、費用弁償58万円余につきましては、ヒロシマ青少年平和の集いと平和記念式典に派遣をしました市内中学生の生徒の、旅費等の費用弁償となっております。

ページをおめくりいただきまして、72、73ページをお願いいたします。最初の白丸、庁舎施設管理費5,717万円余につきましては、庁舎の維持管理に係る経費となっております。5つ目の黒ポツ、電力使用量1,462万円余につきましては、庁舎の電気使用量でございます。1つ飛びまして営繕修繕料、393万円余につきましては、庁舎内の設備等の修繕に有したものでございます。1階の防火シャッターの取りかえ工事ですとか、庁舎1階の自動ドアの修繕等を行っております。6つ飛びまして、市民総合賠償保険料129万円余につきましては、全国市長会市民総合賠償保険の保険料となっております。市の所有、使用、管理をする施設の瑕疵及び業務遂行中の過失による損害賠償責任保険として、ボランティア活動中の事故による市民の補償保険となっております。平成30年度につきましてはこちらの対応は1件もございませんでした。それから3つ飛びまして、庁舎管理業務委託料856万円余につきましては、庁舎の清掃委託、定期清掃、日常清掃、それから外部のガラス掃除、空気環境測定、水質検査等の委託料となっております。8つ飛びまして、電話交換業務委託料603万円余につきましては、外部から市役所に着信した電話を各課に取り次いでいただく電話交換業務に係る委託料となっ

ております。3つ飛びまして、電話交換機借上料303万円余につきましては、電話交換機設備のリース料となっております。

次の白丸、車両管理諸経費1,644万円余につきましては、庁用車両、共用車の維持管理に係る経費となっております。ページをおめくりいただきまして、74、75ページをお願いいたします。最初の黒ポツ、自動車等借上料966万円余につきましては、総務人事課、旧庶務課が所管する公用車10台分のリース料と、民間会社からの大型バスの賃借料となっております。民間の大型バスの借り上げにつきましては50件という実績がございました。

次の白丸、紙のタイムマシン活用事業647万円余につきましては、乾式オフィス製紙機、ペーパーラボを活用した古紙再生の経費となっております。決算説明資料で御説明を申し上げますので、32ページをごらんください。上段、紙のタイムマシン活用事業でございます。取り組み内容としましては、ペーパーラボの使用によりまして古紙の再生に取り組みました。回収した用紙につきましては、前年度の56万457枚と比較をしまして8%増の60万3,429枚、それから製紙枚数につきましては前年度の36万2,149枚と比較をしまして、10%増の39万8,652枚となりました。視察や社会科学見学につきましては、前年度比6%の増615人で行ってまいりました。また再生紙で紙飛行機のペーパークラフトを利用し、市として小中学生の見学者に配布をいたしました。それから回収に関しましては、4法人6施設に委託をしまして、障がい者の方の雇用機会の促進に努めております。成果としましては、紙資源の有効活用と情報セキュリティの向上が図られました。また、環境保全に取り組む先進市としまして本市をアピールするとともに、一番下の黒ポツになりますけれども、古紙類のごみ処理量が前年度と比較をしまして約9%減少しております。課題としましては、古紙回収量のさらなる増大を進める必要があるというふうに考えております。決算書にお戻りいただきまして、2つ目の黒ポツ、古紙回収業務委託料78万円余につきましては、障がい者雇用のため庁内の古紙回収及び確認作業の委託料となっております。次の黒ポツ、古紙再生機使用料542万円余につきましては、ペーパーラボのリース代12カ月分となっております。財源につきましては、県の元気づくり支援金465万円余で、補助率は5分の4となっております。私からは以上でございます。

○選挙管理・監査・公平委員会事務局長 続きまして、固定資産評価審査委員会費20万円余でございます。1つ目の黒ポツ、固定資産評価審査委員会委員報酬で15万2,000円でございますが、平成30年度、3年に1回の土地家屋評価等の評価がえに伴いまして、市内の市街化調整区域の評価に関する申し出が1件ございました。このことに伴いまして、調査、審査を行う会議を5回開催し決定書を出したものでございます。結果としては棄却という形で決定書を出したものでございます。私からは以上です。

○経営戦略課長 では、続きまして、2目秘書広報費をお願いいたします。備考欄の白丸、秘書事務諸経費53万3,000円余でございますが、最初の黒ポツ、市長表彰等記念品代23万2,000円余につきましては、市長表彰式におけます有功表彰4人、善行表彰2人と2団体の記念品代、それに加えて、義務教育9カ年の皆勤記念としての記念品代18人分となっております。次の黒ポツ、市制施行60周年記念事業市民懇談会委員謝礼6万3,000円余につきましては、各団体の代表で構成をいたします委員会を2回開催いたしまして、市制施行60周年の節目の年を市民とともに祝うための記念事業等について広く意見をお聞きをし、事業計画に反

映を行ったものとなっております。3つ下の黒ポツ、交際費89万6,000円余につきましては、市長の対外的な活動の交際上必要な経費で、指定功労者等への香典などの慶弔費等となっております。件数等につきましては164件で、前年度比17件の減でありました。飛んでいただきまして、11個下の黒ポツ、全国市長会負担金35万7,000円と、その下の黒ポツ、県市長会負担金88万6,000円につきましては、全国及び県の市長会の運営費等に係ります負担金となっております。こちらにつきましては、均等割と人口割により算出されたものとなっております。2つ下の黒ポツ、信州塩尻会事業補助金29万4,000円余につきましては、東京、名古屋、関西の各塩尻会の通信運搬費と会場費等の補助金であります。

次の白丸、都市交流事務諸経費22万3,000円余であります。最初の黒ポツ、有料道路等使用料6万3,000円余につきましては、姉妹都市交流市民号や南伊豆町の物産展に参加する際の有料道路代となっております。おめくりいただきまして、76、77ページをお願いいたします。一番上の黒ポツ、都市交流協会補助金10万円につきましては、都市交流協会が行います姉妹都市交流事業等の経費に対します補助金であります。

次の白丸、広報広聴活動事業3,117万円余であります。最初の黒ポツ、行政チャンネル放送番組審議会委員報酬1万3,000円余につきましては、放送番組の適正を図るために年に1回開催しております審議会の委員報酬であります。そこから8つ下の黒ポツになります。印刷製本費1,092万円余であります。毎月1回発行しております広報しおじり2万2,400部の印刷製本費となっております。また、6つ下の黒ポツ、有線テレビ広報事業委託料730万円余につきましては2つありまして、1つは行政チャンネル業務委託料といたしまして673万9,000円余。これは番組制作の撮影、編集、それから機器や回線の保守管理の業務委託料となっております。もう1つは有線テレビ広報事業委託料56万1,000円余で、テレビ広報しおじりの15分の番組を制作、放映等の業務委託料となっております。次の黒ポツ、広報配送仕分作業委託料97万6,000円余と、その下の黒ポツ、広報配布委託料331万8,000円余につきましては、広報誌の配送の仕分、配送、配布業務をシルバー人材センターに委託した業務委託料となっております。6つ下の黒ポツ、ホームページの管理システム使用料348万8,000円余と、その下の黒ポツ、緊急メールシステム使用料273万4,000円余は、それぞれシステムの利用に係ります使用料となっております。私からは以上です。

○**会計管理者** 続きまして、3目会計管理費を説明いたします。備考欄1つ目の白丸、会計事務諸経費1,293万6,000円余のうち、2つ目の黒ポツ、印刷製本費141万6,000円余は、決算書や支払い通知書などの印刷代となっております。3つ下の黒ポツ、電算機器使用料123万4,000円余、その2つ下の黒ポツ、財務会計システム使用料881万2,000円余につきましては、情報政策課の指示額によるものでございます。

2つ目の白丸、公有財産売却事業25万7,000円余につきましては、ヤフー株式会社の官公庁オークションに参加をし、不用品となりましたマイクロバス、消防団のポンプ車や積載車、プリンターなどを出品し、売却するのに要した費用でございます。3つ目の黒ポツ、公有財産売却手数料は官公庁オークションの利用料で、落札額の3%プラス消費税を支払いました。なお、オークションによる収入は331万7,000円余となりました。会計課からは以上です。

○**財政課長** 続きまして、4目の財政管理費の決算額でございますが、459万5,316円でございます。主なものにつきましては、ページをおめくりいただきまして、78、79ページをお願いいたします。上から4

つ目の黒ポツでございます。財務会計システム使用料352万5,120円でございます。

次の5目財産管理費の主なものにつきましては、2つ目の白丸、財産管理事務諸経費のうち、上から9つ目の黒ポツ、全国市有物件災害共済会分担金670万4,750円でございますが、公用車及び市所有の建物にかかわる保険掛金でございます。その下の黒ポツ、特殊建物定期報告委託料177万1,200円につきましては、建築基準法に基づきまして専門の資格者による検査等を定期的に行うものでございます。小中学校など19施設の検査等を実施いたしました。2つ下の黒ポツ、市道分筆測量等委託料772万8,900円でございますけれども、その下に明細を記載しておりますけれども、市道路線の分筆測量や土地の処分、取得等に伴う境界確定などを委託したものでございます。4つ下の黒ポツ、土地等賃借料3,951万5,543円でございますが、保育園用地などの賃借料でございます。決算説明資料の124、125ページに明細ございますが、そちらは改めてごらんをいただきたいと思えます。

次の白丸、基金積立金でございます。その下に記載しております基金に元金及び利子を積み立てたものでございます。1つ目の黒ポツ、財政調整基金につきましては、前年度決算剰余金のうち2億1,000万円を積み立てたものでございます。6つ下の黒ポツ、市営住宅整備基金につきましては、住宅使用料のうち、1,000万円を改修等の準備費用として積み立てたものでございます。3つ下の黒ポツ、福祉基金につきましては寄附いただきました2億2,900万円余を積み立てたところでございます。おめくりをいただきまして、80ページ、81ページをお願いいたします。上から6つ目の黒ポツ、森林環境保全基金及びその下の知恵の交流基金、またスポーツ夢基金につきましては、ふるさと寄附金の一部などを積み立てたものでございます。なお、決算説明資料29ページに、基金運用状況ございますが、そちらは、また改めてごらんをいただきたいと思えます。私からは以上でございます。

○経営戦略課長 続きまして、6目企画費になります。備考欄の白丸、企画調整事務費208万3,000円余につきましては、企画調整事務にかかわる経常的な事務経費となっております。2つ目の白丸、行政評価推進事業77万7,000円余の最初の黒ポツ、行政評価委員会委員報酬4万6,000円余につきましては、市に有識者で構成をいたします委員会を2回開催をしております。第1回では、平成27年度から平成29年度までの第1期中期戦略の評価指標の達成状況と地方創生関連事業2事業、第2回では子育て関連事業と新年度の新規提案事業、各事業につきまして外部評価を行っていただきまして、改善点等の指摘を受け事業の執行方法の改善に努めるとともに、新年度の予算に反映を行ったものとなっております。

5つ下の黒ポツ、行政経営アドバイザー業務委託料48万円につきましては、行政経営システムの負担の見直しを行うため、行政評価理論の第一人者であります関西学院大学の稲澤克祐教授に総合計画、行政評価、実施計画、予算編成について定期的なディスカッション、電話、メール等でのアドバイスをいただくための業務委託を行ったものとなっております。

次の白丸、広域行政推進事業1,287万円の2つ目の黒ポツ、松本広域連合負担金1,286万5,000円につきましては、松本広域連合の共通経費のうち、議会費、総務費の本市分の負担金であります。

次の白丸、民間活力導入事業1,605万7,000円余の最初の黒ポツ、公の施設指定管理者選定審査会委員報酬3万3,000円余につきましては、ふれあいセンター東部と地場産業振興センターの2つの施設につい

て、新たに指定管理者の選定を行うために、それぞれ1回、計2回開催したものとなっております。5つ下の黒ポツ、業務改革モデルプロジェクト業務委託料1,586万5,000円余は、昨年度策定をいたしました行政改革基本方針に基づいて総務省の業務改革モデルプロジェクトの採択を受けまして、6月定例会で補正予算をお願いをし、保育園の入園の申し込みから決定通知発送までの一連の業務についてICT等を活用した業務改革の実証事業に取り組んだものとなっております。この事業では、業務プロセスを再構築をし、RPA、AI等を活用し、またアウトソーシングの導入などについて実証を行いました。それによりまして、業務時間で約1,200時間、約40%の削減。業務期間では、入園の決定通知の発送を約1カ月前倒しができることが見込まれるなど、市民サービスの向上につながる大きな成果を得ることができました。加えまして、児童館及び保育園の臨時職員等の出退勤管理業務につきましても、RPAの活用によりまして業務時間の大幅な削減につながることができました。私からは以上です。

○**地方創生推進課長** 続きまして白丸、シティプロモーション事業について説明をさせていただきます。1番上の黒ポツ、地域おこし協力隊員報酬1名分でございます。こちらは安藤誠起さんにかかわるものでございます。安藤さん、平成27年8月から任用されまして、昨年度は7月いっぱいのものであります。ですので、昨年度はこの4カ月分。月額報酬16万5,800円の4カ月分の報酬になります。1つ飛ばしまして、寄附謝礼品になります。こちらは、ふるさと納税の返礼品の購入額になります。平成30年度のふるさと納税の結果になりますけれども、寄附額で4億5,595万2,640円、寄附件数は2,754件でありました。これでありまして、金額で前年度のマイナス17.9%ということで、前年の5億5,000万円から約1億円ほど金額では減ったというものでございます。主な要因は、昨年度、地場産品の定義がいろいろもたらされまして、その中で自主的な判断をいたしまして、1月からセイコーエプソンのプリンターを中心とするエプソン製の家電製品、こちらのほうを1月からやめさせていただいたというものであります。もう一つの要因は、他の自治体における〇〇何とかポイントの還元セールというものに、若干流されたというものは要因として考えております。いずれにしても、昨年度4億5,000万円の寄附をいただいたというものでございます。5つ飛ばしていただきまして9番目の黒ポツ、ふるさと寄附業務委託料でございます。こちら1,011万円余となっておりますが、これはふるさと納税の発送とか発注に係る業務を、塩尻市振興公社のほうへ委託しているものでございます。1つ飛ばしまして、ポータルサイト特設案内使用料1,881万円余でございます。こちらは、ふるさと納税を寄附していただく際に寄附者が利用いたしますサイトの利用料になります。現在、本市のほうでは、ふるさとチョイス、ふるなび、楽天、以上3つのサイトから寄附をいただくような形になっております。それぞれ、月額定額であるものや、寄附額に応じて1%、15%と応じているものがございますが、基本的に寄附額が増減することによって、こちらのほうの決算額も増減するという形になってございます。決算書のほう、めくっていただきまして、82ページ、83ページ、備考欄一番上になります。地域おこし協力隊の活動補助金でございますが、こちら、先ほどの安藤誠起さんの4カ月分の活動に関する補助金の決算額でございます。次の黒ポツ、シティプロモーション推進事業負担金383万円余でございます。こちらのほうは、塩尻市シティプロモーション推進会議に沿った形で、塩尻市のシティプロモーション戦略にあった事業のほうを推進してまいりました。主な内容ですけれども、市民の地域への愛着の醸成、それから市民の声を市政にすることを目指した市民対話型の塩尻未来

会議を14回開催してございます。また、外部へ向けてのシティプロモーションの発信サイトとして、塩尻耕人のほうの運営というものをやっております。子育て世代へのプロモーションとしては、中信三市の合同セミナー及びツアーを4回開催してございます。また、市内外の子育て世代を対象とした市内の子育て施設ツアーを2回開催し、その様子を雑誌媒体等へ掲載して情報発信につなげたものでございます。昨今、関係人口が叫ばれておりますので、我々のほうの外部プロモーションといたしましても、その辺のところをターゲットにいろいろ事業を行うものです。次の、3番目の黒ポツ、地域おこし協力隊採用事業負担金でございます。こちらのほうは、本年度採用する予定であります、採用したのですけれども、予定でありました商工会議所のほうへ配属する地域おこしの採用分を商工会議所のほうに負担金として払いまして、商工会議所のほうが日本仕事百貨という首都圏の地方に関心がある若者に対して、こういう仕事がありますよっていうサイトを運営する会社のほうに取材をしていただいて、採用の募集をかけたものでございます。結果であります、本年度4月1日から横山という者が商工会議所のほうで、今、雇用の関係の地域おこしとして今、活躍をしているというもので、その採用経費でございます。4番目の黒ポツ、地域おこし協力隊起業支援事業補助金でございます。こちらは、先ほど出ました安藤さん、退任された後、本市でジビエ料理と塩尻ワイン等、農業体験ツーリズムのNPO法人を設立して起業をされたということで、こちらに関する経費、上限であります100万円を交付したものでございます。安藤さん、ワイン大学のほうも、今、受講されておまして、こちらのほうに残って塩尻に関することの事業をやりたいということで、こちらのほうで活動をされているものでございます。なお、参考までに、一つ前の採用経費及び地域おこし協力隊がここの場で起業する経費につきましては、特別交付税の財源措置があるものでございます。

次の白丸事業、移住定住事業でございます。地域おこし協力隊報酬2名分になります。こちらのほうは、空き家コーディネーターとして採用している今井斐子さん、それから立川あゆさん、それぞれ1年間分のものでございます。2つ目の黒ポツ、地域おこし協力隊活動補助金は上記2名の活動に関する補助金になります。一つ飛ばしまして、移住促進事業負担金ですが、これは賃貸住宅に住まわれている夫婦に対する地場産品のプレゼント事業になります。将来的に本市の定住につながる市内の賃貸物件へ転入してきた方々に対して、地域の愛着醸成を図るために地場産品プレゼント事業を実施しました。昨年度は70組の夫婦の方が申請をいただきました。本市の定住につながるデータ収集をするとともに、定住意識の醸成を図れることを狙ったものでございます。

次の白丸、地域資源ブランド化推進事業になります。協働研究負担金でございますが、本市の都市ブランドの構築を目指しまして、信州大学のほうと協働研究を行っている経費でございます。信州大学のほうに昨年度、うちの職員が30回ほど通いまして、林教授のもとで本市のブランディングの確立を目指しております。その下の実証事業負担金であります、関連します信州大学の地域ブランド実践ゼミというものがございまして、学生の中において本市の地域資源である子育て、教育、松本山雅、これはスポーツなのですけれども、あと民泊に対するものをテーマとして、本市でフィールドワークを行って、本市の都市ブランドにいかにつなげていくかという活動を学生のほうにさせていただいた経費等になります。

次の白丸、MICHIKARAプラス推進事業でございます。こちらの主なものは4つ目の黒ポツ、プロジェクト推進委託料であります、株式会社チェンジウェブのほうへ業務委託したものでございます。昨年度のMICHIKARAでございますが、主要施策に係る課題の構造化や革新的な施策の立案の創出を目的に実施をい

たしました。参画企業であります。これまでもソフトバンク株式会社、日本たばこ産業、オリエンタルランド、日本郵便に加えて、新たにANAホールディングスが参加いたしました。また、一般公募により1名が加わって、プロフェッショナル人材25名と市の職員24名、総勢49名が参加をしたというものでございます。あと、課題解決。今まで3回目までは課題解決の提案先が塩尻市役所のみになっておりましたので、平成30年度はテーマオーナーとして塩尻商工会議所、塩尻社会福祉協議会、塩尻振興公社、株式会社しおじり街元気カンパニーなどが参加して、地域のステークホルダーを巻き込んだプログラムとして設計、6つのテーマに取り組んだというものでございます。

次の白丸、オープンイノベーション推進事業でございますが、こちらはスナバの運営に係る経費でございます。一番上の地域おこし協力隊員報酬3人分でございます。まず、中島光というもの、12カ月分になります。2人目が田中暁でございます、田中暁は昨年6月1日から採用になっておりました、10カ月分になります。3人目が辰巳和生という者になりまして、辰巳に関しましては、年明けの1月からの採用になりますので、こちらでは3カ月分ということで、合計3人の報酬になってございます。7つ飛ばさせていただきまして、運営マネジメント等業務委託料であります。こちらは運営に関する委託を株式会社Hub Tokyoのほうに委託をしているものでございます。6つのノウハウの譲受を受けるという想定で委託を出しております。オープニングの企画に関するもの、それからコワーキングの運営ビジョン、事業計画の策定。運営ビジョンに関しましては1年、3年、5年の中期から長期に及ぶものの策定でございます。それからコワーキングの運営体制の確立、それから施設内でのソフトコンテンツの作成。これは起業家プログラム等、どのような形で設計したらいいかというものでございます。5番目が施設を使う方々、どんな方々に来てもらいたいという誘致戦略及びコミュニティの発足の仕方。6番目、施設のプロモーション戦略の策定というものを業務委託として出しております。昨年5月にプレオープンをいたしまして、8月にグランドオープンをいたしまして、コワーキングの機能の核となる多様なコミュニティの組成として、メンバーの確保と起業家支援のプログラムを実施してまいりました。月額利用料が税込みで8,100円ということで、メンバーのほう、募集をいたしました。オープン以後、イベントを69回開催いたしました、延べであります。1,100人の方々に参加をしていただいております。結果、昨年度末でメンバーは22名の方々がなっております。また、起業家支援プログラムとして1回ではありますけれども、4カ月のものを開催いたしました、5名の方が事業の促進にすることによって参加をしていただいたものでございます。一つ飛ばしまして、地域おこし協力隊の活動補助金は、先ほど言った3名の活動に係る補助金でございます。私からは以上です。

○情報政策課長 それでは82ページ、7目情報開発費について御説明させていただきます。まず、事業費全体を通じて、パソコン等使用料、電算機器使用料といった使用料となっているものにつきましては、職員が使うパソコンであったり、ネットワーク機器であったり、サーバーであったりといった機器の使用料ということで、全事業共通して上げさせていただいております。また、委託料につきましても、その機器類の保守点検委託という形で上げさせていただいているものになってございます。それと、また、負担金になるものにつきましては、国や県、また市町村共同のシステムを利用するための負担金として支払いをさせていただいているものとなっておりますので、全体を通してそういうふうに見いただければと思います。それでは、主なものを説明させていた

できます。2つ目の白丸、行政情報等システム運用事業5,954万円余につきましては、2つ目の黒ポツ、パソコン等使用料、それから次の黒ポツ、電算機器使用料につきましては、主に庁内の職員が利用するパソコン、それから、それを動かすためのサーバーの使用料ということになってございます。

次の白丸、塩尻情報プラザ・ネットワーク運用事業8,725万円余につきましては、主なものとしましては、ページをおめくりをいただきまして、85ページになります。上から2つ目の黒ポツ、指定管理料ということで、塩尻情報プラザ、それから塩尻情報プラザから市内に引いている光通信網の維持管理ということで、指定管理者に委託料として支払っているものとなります。それから、4つ目の黒ポツにつきましては、そのネットワーク機器の使用料、それから、その次の黒ポツ、支障移転等工事費につきましては、電柱の移設や道路の拡幅等に伴うような移設、それから災害時の倒木や何かにおける光ケーブルの損傷等に伴う費用ということになってございます。

それから、次の白丸、情報処理諸経費につきましては、例年はないのですけれども、中段のところにあります行政情報システム改修委託料ということで、令和元号への対応のシステム改修費ということで委託料を載せさせていただきます。

では、次、86、87ページをごらんください。1つ目の白丸、ICT人材育成事業296万8,000円余につきましては、市内の小中学生を対象として、ICTに興味の湧く人を育てるという目的で講座を開催しております。13講座365名の参加により実施をさせていただいたものとなっております。私のほうからは以上です。

○**地域振興課長** 続きまして、8目地域づくり振興費、決算額7,816万2,000円余をお願いいたします。備考欄、最初の白丸、地域づくり事務諸経費508万8,000円余でございますが、地域づくり課の事務処理にかかわります経費でございます。臨時職員の賃金が主なものでございます。

次の白丸、行政連絡諸経費4,591万4,000円余でございますが、最初の黒ポツ、行政連絡長報酬66人分の2,957万1,000円余、それから下から2つ目の黒ポツ、行政連絡委託料1,499万9,000円余が主なものでございます。この委託料につきましては、行政連絡事務及び広報等の文書配布事務にかかわります委託料でございます。

次の白丸、コミュニティ活動支援事業929万9,000円でございますが、最初の黒ポツ、ふれあいのまちづくり事業補助金は、各区が行いました地域の活性化を図る事業に対しまして交付金を補助したものでございます。地域づくり事業といたしまして、北熊井区の舅屋敷遺跡説明看板等の設置事業のほか、5件の補助といたしまして201万9,000円、ずくだし事業として、平沢区の水路ふた設置の補助として20万円を交付したものでございます。次の黒ポツ、集会所改修事業補助金でございますが、これは高出五区、緑ヶ丘集会所の外壁の改修の補助として28万円を交付したものでございます。その下の黒ポツ、コミュニティ助成事業補助金は、宝くじの収益金を財源といたしまして一般財団法人自治総合センター、それから公益財団法人長野県市町村振興協会が行います補助制度でございます。日出塩区の除雪機を整備する事業ですとか、東山区の区民自主防災隊の防災備品の整備にかかわる補助など、合わせて4件、680万円を支出したものでございます。

次の白丸、防犯灯管理事業852万8,000円余でございますが、最初の黒ポツ、防犯灯設置改修補助金6

84万9,000円につきましては、LED防犯灯として新規設置あるいは改修をされました一般防犯灯、それから指定防犯灯、合わせまして、こちら全部足すと550基になりますが、こちらに対する補助でございます。2つ目の黒ポツ、指定防犯灯電気料補助金167万9,000円余でございますが、集落と集落の間にあります指定防犯灯649基の維持管理をしていただいております区等に対しまして、電気料を補助させていただいたものでございます。

次の白丸、地域活性化プラットフォーム事業933万2,000円余につきましては、ページをおめくりをいただきまして、89ページの3つ目の黒ポツ、地域活性化支援事業交付金925万円が主なものでございまして、地域が主体となって身近な課題を解決していくための整備事業や改修事業、地域の人材育成につながる事業等に対しまして、8地区に200万円を上限に交付金を交付したものでございます。この中で、例えば、北小野地区では、地元のもみじ山にあずまやを設置し地域住民の憩いの場として整備をしまして、また農林業後継者や担い手不足の解消等を図るために都市部の方たちを含む生活クラブの皆さんと高原野菜の収穫、水源地たのめの里秋の森づくりを通しまして北小野地区のよさを体感してもらい、交流を深めることによって農業振興、移住定住の促進などにつなげていく活動となっております。また宗賀地区では、宗賀小学校の学友林を復活させて、世代間を含めた地域の人々の交流を促進する中で地域の活性化を図る取り組みを進めております。平成30年度は学有林の整備として草刈りを行い、豊かな学有林を再生するために水芭蕉の苗づくりを行いました。また児童、生徒が主役になれる事業として、まきづくり体験や、どんぐり夢広場の看板を宗賀小学校の児童から公募して作成するなど、コミュニティ・スクール事業とタイアップする形で取り組むことができました。このほか、各地区で地域の課題解決のために取り組んだ事業につきましては、決算説明資料の42ページにおいてお示ししておりますので、また御確認いただきたいと思います。

続きまして、決算書88ページから95ページまでが9目の支所費でございます。支所費につきましては、89ページの備考欄白丸、片丘支所管理運営費、以下支所ごとにお示ししてございますが、各支所ほぼ共通しておりますので、片丘支所の管理運営費を例に御説明申し上げます。主なものとしましては最初の黒ポツ、臨時職員賃金、こちらは1人分として104万5,000円余でございます。5つ目の黒ポツ、電力使用料62万9,000円余、それから下から6つ目の黒ポツ、清掃委託料41万1,000円余などとなっております。そのほか、ごらんとおり消耗品費、燃料費、上下水道使用料等々、支所の管理運営にかかわる経費を執行したものでございます。

以下、主な項目のみ、御説明申し上げます。89ページの備考欄3つ目の白丸、宗賀支所管理運営費の、ページをおめくりいただき、91ページの上から4つ目の黒ポツ、営繕修繕料66万3,000円余でございますが、こちら大会議室の照明をLED化した修繕にかかわるものでございます。

次の白丸、北小野支所管理運営費の8つ目の黒ポツ、営繕修繕料43万3,000円余でございますが、支所外壁のクラック修繕及び消防設備点検で指摘された誘導灯の修繕等にかかわるものでございます。それから3つ下の黒ポツ、電話料38万8,000円余でございますが、北小野地区の市外局番は松本局エリアの0263と諏訪圏エリアの0266の2つの局番があるため、北小野支所も2つの回線を使用しております。そのため他の支所と比べて金額も大きくなっております。

備考欄、2つ目の白丸の洗馬支所管理運営費の、ページをおめくりいただきまして93ページの6個目の黒ポツ、備品購入費39万9,000円余でございますが、こちら農産加工室の攪拌機を更新したものでございます。

ページをおめくりいただきまして、95ページ、備考欄、1つ目の白丸、檜川支所管理運営費の下から8つ目の黒ポツ、設計委託料333万7,000円余でございますが、檜川保健福祉センター改修工事設計業務委託料で、今年度の檜川支所移転に伴います施設改修工事の設計業務を実施したものでございます。地域づくり振興費及び支所費につきましては、以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。説明をいただきました68ページから95ページまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問等ありましたらお願いいたします。

○小澤彰一委員 71ページのところですけれど、下のところで、文書事務費というのがあります。これに関して、かなり膨大な量の印刷物を各課で行っていると思うのですが、保管に関するとか、分類、保存に関する業務ってというのは、どこにあらわれてくるのでしょうか、費用は。

○総務人事課長 基本的に保管とか分類に関しましては、各課で書類の管理等をしておりますので、特に予算上、金額としては、決算上もそうですけれども、あらわれてはおりません。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 電話交換の件でお聞きします。73ページです、電話に関して。数年前にダイヤルイン機能を導入しまして、各課に直通で電話、かけられるようになりましたが、その辺の成果というか、どんな状況になっているのかお聞きしたいと思います。

○総務人事課長 ただいまのダイヤルインの導入に関してでございますが、現在48回線をダイヤルインとして利用しております。その結果でございますけれども、平成30年度につきましては、前年度と比べまして電話交換手で電話を交換いただいた件が2.4%の減。それから平成28年度と平成29年度につきましては12%の減、それから平成18年度と平成17年度の比較としましては18%減ということで、一応、年々、直接交換をいただく件数は減ってきております。それから、やはりダイヤルインということで、市民の皆さんからは直接担当課につながるということで、利便性について好評をいただいているところでございます。

○山口恵子委員 そのダイヤルの相談のことで市民の皆さんから要望をいただいている点がありまして、直通になったことはとても助かるのですけれど、あと、女性相談とか専用ダイヤルもありまして、直通でかけられるのですが電話がなかなか、相談業務だと特に電話が長時間になる場があって、なかなかつながらないということがあります。あと、マイサポなんかも、なかなかつながりにくいのですけれど、そういうときに、案内をしていただくとか、かわりの番号を、また紹介をしていただくとか、そういったメッセージが鳴っている間に紹介できる、そういうメッセージが流れるようにしていただければありがたいというような要望もいただいているのですけれど、伝言メッセージの導入なんかは、できるのか、できないのか、課ごとに対応するのか、その辺につい

てはどんな状況でしょうか。

○総務人事課長 たしかに、特定の回線につきまして、集中をしまして、市民の皆さんに御迷惑をおかけしているという部分はあると思いますので、その場合の、委員さんのおっしゃいました、例えばメッセージが流れるとか、ほかの電話へ回線を変えて、かかるようにするとか、いろんな方法、考えられると思いますので、その辺につきましては、またしっかり研究、検討させていただきたいというように思っております。

○山口恵子委員 せめて番号の案内、この番号使用中なので、こちらにおかけくださいとか、そういったものも入れていただくと、ありがたいという声を聞いていますので、よろしくお願いします。

○総務人事課長 それにつきましては、引き続き、検討をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。

○横沢英一委員 たしかに、ダイヤル方式も導入になったということなのですが、聞いたら、使用量の関係で18%減ったとか、そういうようなことだったのですが、私もこの業務委託料を見ると、余り変わらないような気がしていたのですが、そこら辺はどうなのですか。4年ばかり追跡してみたのですが、ほとんど変わらなかったものですか。業務量は減っておいて、そういうことはどうしてかなと思ったのですが、どうでしょうか。

○総務人事課長 たしかに、ダイヤルインの導入ということで、効果というところは非常に難しいところかなというふうに思っておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、やはり担当課に直接つながるということの利便性というのは大きいかなというふうに思っておりますので、委託料を含めた中で、どのぐらいの費用対効果っていうのは、なかなか、電話自体がかなりふえてきておるってところもあるものですから、その辺は、なかなか、比較していくのは難しいかなというふうに考えておりますけれども、こちらにつきましては、平成28年から導入をしているということで、もう少し様子を見ながら、その辺の費用対効果についても、しっかり検証してまいりたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。

○横沢英一委員 ええ。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 公用車のことについてお聞きします。近年、ドライバーのマナーが余りにも悪い状況で安全に運転していても被害を受けるような状況がありますけれども、ドライブレコーダーなどは公用車に設置されているのかどうかお聞きします。

○総務人事課長 一部のバス等については、今、実験的にドライブレコーダーを搭載してございますけれども、まだ、それが全部の公用車までということには至っておりません。それにつきましては、やはりドライブレコーダーをつけることによりまして、今度、そちらの映像自体も情報公開等の該当になってきたりという課題がございますので、そういった部分もしっかり整備をする中で、必要であれば、ドライブレコーダーについては整備をしていくってことも考えられるのかなというように思っております。

○山口恵子委員 いろんな、交通事故とか、いろいろな場面でも、ドライブレコーダーが証人になるっていうようなこともありますので、しっかり検討をお願いします。

○委員長 ほかに。

○永田公由委員 ページ、83ページ、地域おこし協力隊の活動補助金について、結構なお金が出ているのだけれど、これはどういったものを基準として補助しているのか。その辺、詳しく説明してくれる。

○地方創生推進課長 地域おこし協力隊、昨年の場合、うち6人いたということで、基本的には、その地域おこし協力隊のそれぞれのミッションにかかわる活動費というものに出ます。一番主なものは、やはり、こちらに賃貸借のアパートに住んでおられる方がいられますので、これは国の基準に沿って、月額4万円までは見ていいよというものがございますので、ほぼ、地域おこし協力隊員はこれを活用しています。あと、自分の活動を行う際に、外で研修会ですとか、視察に行く場合とかというものに関しても、これらの経費として扱っております。それから、地域おこし、自分で活動する場合がありますので、立川さんの場合ですと、コミュニティ、借りている施設の若干修繕、修繕というのは集まる用に修繕する場合なのですが、これも対象経費として認めております。基本的には、国のほうで全部基準が示されておりますし、我々、判断に迷う場合は、県の担当課、市町村課ですけれども、具体的にこれってどうですかっていうのを問いかけをして、基準にあったような形になっています。一応、一年間、1人当たり200万円までは上限でいいですよという形になっております。以上です。

○永田公由委員 そうすると、その人たちは、報酬のほかに、例えば家賃の補助だとか、自分がどこか研修に行きたいとき、そういった補助として200万円上限で出してもいいということになっているという国の基準があるということなのだけれど、これに関しては、国からのいわゆる補助金というのはきているわけですか。

○地方創生推進課長 活動補助金につきましても、上限ありますけれども1人当たり200万円までは国のほうで特別交付税措置されるというふうに説明を受けております。以上です。

○永田公由委員 国のほうから交付税で来ると、こういうことなんだね。すると、市からの単費はないと。

○地方創生推進課長 基本的にはないです。

○永田公由委員 それで、どっちかというところ、その地域おこし協力隊の隊員の方が、タイムスなんかでもって見させてもらって、いろんなことを取り組んでいるなっていうことはわかるのだけれど、具体的に塩尻市にとって、どんな実益なり、成果があったかっていうのは検証されていますか。

○地方創生推進課長 一人一人、まだあれなのですけれども、実は議会のほうでも答弁させていただきましたが、これまで9人、トータルで地域おこし協力隊を採用させていただきました、3人がことしの途中まで含めて退任をしているということでございます。1名は、先ほど申し上げましたとおり安藤さん、この地で残って、かつ起業をしていただいたということが一つの実績になります。それから、今年度の話になってしまうのですが、北小野で住まわれていた今井さんも途中で退任されたのですが、今井さんも今現在もこちらのほうに残っていただいて、できればこちらの地で起業したいという意向を、今、伺っているところではありますので、もう1名につきましては、やむを得ず任期途中で戻ってしまったということがありますが、一応成果としては、その3人中2人がこの地へ残って活動をして、その方を目がけて、市外からまた人を連れてきているというような流れは一定の成果が上がっているというふうに理解しております。以上です。

○委員長 よろしいですね。

○永田公由委員 はい。

○山口恵子委員 関連です。地域おこし協力隊の補助金などを受けられる、任期3年でしたね、市町村で活躍する任期が3年で、国の支援制度がある中で活動していただいて、その後、その地域で引き続き残って継続して活動していただくことが重要だと思うのですが、そのための補助制度、例えば、83ページでは、地域おこし協力隊起業支援事業補助金というのが、それに当たると思いますが、これは家賃は含まれていないのですか。この内容についてお聞きします。

○地方創生推進課長 実はこれも国のほうで基準が決められております。具体的な基準になりますけれども、事業を行うときに資格を取得しなければならぬときの経費、それから事務所を設置する場合の取得費及び賃借費もなっております。それから事業の事務所の改修とかの経費、それから消耗品等になっておりますので、基本的には、その地で起業に関する経費というものは対象にするということで、今、委員、質問がありました家賃、安藤さんの場合も借りていますので、これも2カ月分のもは対象となっております。

○山口恵子委員 実際に任期が過ぎて自立するまでの間の支援がとても大事になると思うので、この数字、お金のことだけではなく、精神面とか、いろんな地域の受け入れ体制とか、そういった職員の皆さんの御尽力もとても大事になるかと思っておりますので、その辺、しっかり継続していけるようお願いしたいと思います。

○小澤彰一委員 特別交付税で活動資金だとか、あるいは報酬などが手当されているのですが、彼ら、ダブルワークが認められていますよね。それ、もし、やらなかった場合、例えば雇用保険だとか、健康保険だとか、あるいは年金だとか、そういうもの、社会保障に関する部分っていうのは、個人的にはその3年間どうなるのでしょうか。

○地方創生推進課長 基本的には、我々が地域おこし協力隊に報酬として払っていますけれども、考え方としては、一個人事業主のほうにお願いをしているという形になりますので、市のほうからは社会保障に関するものの経費は一切払っていません。ですので、このところが非常に厳しいのですが、先ほど委員おっしゃったとおり、自己責任という言葉でくくられてはしまうのですが、実は我々もスナバのほうに地域おこし協力隊も定期的に1カ月集まって、いろいろ現況報告をする中で、その中で、個別にいろいろやっぱり相談を受けることがありますので、そういうものに関しては、的確かどうかは別としても、アドバイスなり、もしくは専門家のほうに相談をしていただくということで対応しております。以上です。

○小澤彰一委員 本会議の質問の中でも出したのですが、例えば、雇われた先で、そういう厚生年金だとか、そういう制度に入ることは可能なのですね。

○地方創生推進課長 基本的に、今、副業が、この世の中全般に、今、はやってきていまして、実は、そちら、副業する側の体制整備も国のほうで示されなきゃいけないということで、いろいろ取り組みはしております。受け入れる側の企業さんの形態にもよるので一概には言えないのですが、基本的には副業を認めている企業であれば、今、委員がおっしゃっていることは可能であるというふうに考えております。以上です。

○委員長 ほかに。

○横沢英一委員 75ページの、ここで聞いていいものかよくわからないのですが、契約の諸経費っていうところで、この間千葉のほうで大きな台風災害があったのですが、被害が非常に大きいということで、補修したくっても、職人さんがいなくて全然どうにもならないということで、よくテレビで言っているわけですが、特

に瓦職人とか、そういうのがっていうことになると、やはり、やっぱり市内業者ってというのは、うんと大事になってくると思うのですよね。それで、副市長に聞きますが、やっぱり、基本的、姿勢は市内業者を優先するってことで、あんまり大きな声では言えないかもしれないのですが、そういうスタンスでいいってことでいいですか。

○副市長 市内業者優先というの。

○横沢英一委員 そういう考え。

○副市長 制度そのものが、簡易型競争入札の制度をとっております、いわゆる地元にいる業者に対して一定の得点を与えたり、あるいは、環境だとか、ボランティア活動とか、そういうことに参加をしている業者さんには一定の得点を与えて、その得点にしたがって、発注を、優先するわけではないですけども、その得点の範囲内で発注をしようというような発注の仕方をしておりますので、結果的に地元で会社を運営していただいたり、地元の活動に参加をしていただく会社が、契約と言いますか、入札の際には有利になる制度として、今、取り扱っております。全てではないです。一定金額以下の場合です。

○横沢英一委員 そういうこと、それはこっち置いておいて、ことし、これ決算だもので、おかしいと思うのですが、そういう質問まずいと思うのですが、工事の中で遺跡が出てきて、それで、あと、結局工事を延長するようになったというようなことも聞くのですが、そういうようなことで、庁内的には調整みたいなことは当然されていると思うのですが、どういうことなのでしょう。契約関係です。

○委員長 契約関係。

○横沢英一委員 具体的に言うと、田川左岸4号だか何かだっというようなことを言ったんですが、下水の工事で、何か遺跡が出てきて、どうのこうの。普通はやっぱり、そういうことは事前にある程度、あれしていると思うのですが、そういうようなことは、非常に手戻りになるとか、いろいろな関係になると思うのですが。

○副市長 具体的な事例を承知していませんが、基本的にそれで工期が延長になるような場合、当然工期の延長の変更契約はいたしますし、遺跡の発掘の費用は原因者負担、基本的に原因者負担ですから、市の工事であれば市の工事のほうで負担をしていく。発掘の費用です。それから、そのことによって、工事が遅延して経費がかかるような場合は、当然変更契約の対象になりますので、それは協議をさせていただくというのが基本だと思います。

○横沢英一委員 もうちょっと、やはり庁内的なそういうものについては、手戻りのないようにしっかり調査をしながらやってもらうということだと思いますが、よろしくをお願いします。

それでは、79ページの真ん中どこかで市道分筆測量等委託料があるわけですが、以前私もちょっと聞いたことがあったのですが、今市道の中に分筆されていない地籍が、当時7,000筆くらいあったと思うのですが、今はどうなんでしょうか。そこら辺は全部解決しているんでしょうか。それとも、そういうのは残っているのかどうか、そこら辺がわかたらお願いします。

○財政課長 ただいま御質問のありました市道の未登記、また分筆等の関係でございますけれども、平成31年3月31日現在、未登記総数が5,721筆ございます。そのうち分筆等要するものが4,847筆残っております。平成30年度において、そのあたり処理ができましたものはトータルで13件の実績でございます。なかなか代わり等しているなどいろんな理由がございまして、簡単には進まない問題だと思っておりますが、引き

続き解消に向けて努めてまいりたいと考えております。

○横沢英一委員 今の答弁でいくと、ほんのわずかしかが進んでいないということですし、代がわりしていくと余計難しくなってしまうと思うものですから、課題として、引き継いだり実施してもらいたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 73ページ、また公用車の件でお聞きします。車の保険が切れているということが、他の市町村で問題になって、保険切れの車に乗っていたという事例がつい最近あったんですけど、うちの市は何台も車があって、車ごとに保険の期間が違うと思うんですけど、その管理がどのようにされているのかお聞きします。

○総務人事課長 公用車の保険の関係を含めまして、全ての管理、共有車につきましては総務人事課のほうで行っておりまして、委員おっしゃるように保険の期間もそれぞれ異なるものですから、その辺はきちんと管理をする中で間違いのない運用をしているところでございます。

○委員長 ほかに。

○小澤彰一委員 83ページ下の情報開発費、どうしてもわからないものですから質問ですけど、各庁舎の中にそれぞれハードとしての端末と、それからソフトとしてのいろいろなソフトウェアがあるということですが、特にRPAなどを使う場合には、まとめてそういう委託料などを払って活用しているのか、そこら辺のところシステムの的に教えていただきたい。

○情報政策課長 RPAの話はまず置いておいていただいて、職員が使う端末やそれらを稼働するためのサーバー類については、それぞれの委託の中で委託料や使用料を払って運用をしているという形になってございます。それは従来からずっとそういう形でやってきておるものでございまして、それに対して、今後RPAをやっていくという場合におきましては、RPAの稼働するパソコンをそれぞれ使うところに用意をして、そこにRPAのライセンスとかを払って、動くロボットを用意して活動をしていくという形になりますので、従来のものは従来のもの、RPAはまたそこに対して別のものとして利用するという形になりますので、違う形での委託契約などが発生するという形になります。こんな説明でよろしいですか。

○小澤彰一委員 それぞれの課で必要に応じて端末を用意するということですか。

○情報政策課長 端末の用意につきましては、従来はシステムごとにもっている部分もあったんですけども、今は全部情報政策課で一元管理をして、庁内の台数とかも含めて管理をしています。

○小澤彰一委員 管理をする際のいろいろな費用だとか、それは各課のほうでそれは分担するということですか。

○情報政策課長 パソコンの管理とパソコンを動かすためのサーバーや何かの管理は情報政策課で全て行っておりますが、システム、例えば財務会計システムだったり人事給与システムだったりといった全庁にかかわる部分であったり特定の部署で利用するシステムにおいては、行政評価の観点もございまして、担当課に予算を計上していただいてございます。先ほど、会計管理者が情報政策課の指示核というふうに言った部分がそれに当たるものになります。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○永田公由委員 75ページの下から4行目、信州塩尻会事業補助金の関係で、私も何回か出させてもらったんだけど、どうも名古屋・関西が出席者が少なく、大体同じメンバーが出てきているんだけど、この辺についてもうちょっと出てもらおうように見直しをかけたほうがいいと思うんだけど、その辺について何か検討されていることがあったら聞かせてもらいたいですけれど。

○経営戦略課長 ただいまの御指摘のとおり、名古屋・関西につきましては会員数がかなり減ってきております。今まで会を催すに際しまして、通知を申し上げた際に返信がなかったりとか、何回も申し上げても出席いただけない方につきましては、今後どうしますかというようなことの意味表示をしていただきまして、会員から外れていただいたというような経過もございます。その中で、今会員数につきましては、名古屋で66名、関西では32名ということで会員数があります。なかなか会員数ふやすことが難しい状況ではございますけれども、ロコミと言いますか、参加者の中から、次入りませんかということの中で声かけをしていただきまして、会員数自体保てる状態にはなっておりますので、そういったもの、また県の各関西事務所とか名古屋事務所等にもお願いしておりますので、そちらを使いまして掘り起こしをしていきたいと考えておりますのでお願いいたします。

○永田公由委員 なくすというわけにはいかないと思うけれども、県人会もあるもので、その辺をうまく利用したりしてぜひ出てきてもらう。それで、関西・名古屋は隔年でしたか、毎年やっていますか。

○経営戦略課長 毎年開催をしております。

○永田公由委員 毎年やっている。

○委員長 よろしいですか。

○永田公由委員 いいです。続けていいですか。

○委員長 はい。

○永田公由委員 次のページ、77ページの行政チャンネル業務委託料の関係でお聞きをしますが、せっかくつくったこの行政チャンネルがほとんど見られていないように感じますけれど、これを接続されている世帯というのは何世帯くらいありますか。

○経営戦略課長 本年7月1日現在で5,915世帯が見られる環境にあります。

○永田公由委員 それで、これ議会中継もやっていただいているもので、本当は見てもらいたいんだけど、もう少しPRして、もっと見たくなるような番組編成、そういったことはできないわけですか。

○経営戦略課長 今おっしゃいましたとおり、全部の世帯数でいきますと、塩尻市2万7,818世帯、テレビ松本が入っているのが1万1,265世帯、今申し上げましたとおりテレビ松本のこの行政チャンネルが見られる世帯が5,915世帯という形になっております。ただ、この中でいきますと、セットボックスという別のものをつけないと今行政チャンネル見られないんですけれども、今テレビ松本と交渉はしているんですけれども、できれば地上波、各チャンネルで言いますと12チャンネルがテレビ松本チャンネルになっております。そちらでは何とかしてこちらの行政チャンネルを見られるような状況にならないかということも行っておりまして、そうなりますと、そういったような別設置の専用チューナーを設ける必要なく見られるという状況にもなりますので、そういったことをすれば視聴する方もふえるのではないかなというようなことで今調整をしております。

○永田公由委員 今言われたように12と11がテレビ松本持っているんだよね。できればどっちかで本当に今

経営戦略課長と言われるように見られるようになれば視聴率も上がると思うので、その辺しっかり交渉してください。

○委員長 ほかには。

○山口恵子委員 83ページの塩尻市のMICHIKARA事業についてお聞きします。この事業は他市の議員からもすごく評価が高くてとても注目をされているんですけど、人材育成とかいろんな刺激を受けて、職員がさらにレベルアップを目指していくという目的があると思うんですけど、これまで事業化された内容が3歳児健診の親の血液検査とか、そういったところがここで提案されたことが事業化されてきていると思うんですけど、ほかに何か事業化されたものがあるのかお聞きしたいと思います。

○地方創生推進課長 昨年決算なんですけれど、ことしまで5回開催をさせていただきました。今まで予算化されているものは、一番は子育て支援のほうのやつが産業政策課で予算化されているのと、情報政策でICT人材育成に関するものの提案があったものが、これ予算化をされております。ただ、各テーマで提案のある中で全て丸々事業化になったというものは基本的にそういうものがあるんですが、個別に部分的に取り上げている、今委員がおっしゃったとおり部分的に採用されているものは幾つかあったりしているというふうに考えておりますし、昨年の事例で言いますと、これ予算化まではいっていないんですが、商工会議所のほうが中小企業の事業承継の部分のテーマを出したんですが、それは商工会議所独自で専門の事業者と連携をして、昨年から事業を進めております。それから、これは本当に小さいことなんですけど、うちのテーマであった健康に関するところなんですけど、これは今、朝のラジオ体操、庁内的に全部取り上げ、その提案の中にあつたことなんですけれども、実施をしているというようなことがあります。以上であります。

○山口恵子委員 その事業化について、全てが提案が事業化できるものばかりではないのは私も承知しているんですけど、市民にこのMICHIKARA事業をどうやってPRしていくのか、実際に事業化になって、市民にとっても有益、市民益につながるものがあれば、私たちが説明しやすいんですが、その辺の今後の方向性も含めてどのような形で取り組んでいきたいのか、いくのか、その辺についてお聞きします。

○地方創生推進課長 委員御指摘のとおり、MICHIKARAは3つの力という意味合いもありまして、そのうちの1つがまさに市民であるということでもあります。現状、当課としても、非常にやはり御指摘されているところを危惧までいかないのですが、もうちょっと力を入れたいということで、その一環が昨年プラスということで、市役所以外の方がテーマオーナーになっていただいたということをやっております。それから、今までもそうなんですけど、必ず市民のところへはヒアリングに行きますので、提案をいただいた後お礼も兼ねて必ずヒアリングに行ったところには、市民の人たちにこういう提案がありましたということで各チームで行っているというふうに聞いていますが、これも各チームごとにお任せをしているような状態ではありますので。我々としても同じ共通認識を持っておりますので、単に市長へのプレゼンがあつた翌日の新聞だけではなくて、経時的に市のホームページに載せるだとかというような工夫及びもう少し市民の人たちを集めて、逆に今度その場で提案内容についてどうかとか、実際に事業化するまでの経過も市民の人たちに入ってもらうような工夫というのは、今後していかなくはいけないというふうに考えております。以上です。

○山口恵子委員 実際に事業提案される前に、やはり現場調査を一生懸命やっていたという様子もわかりま

す。それで実際インタビューを受けた市民の皆さんは実感していると思うんです。ただ、それをどうやって伝えていくかというところが私自身も課題になっているので、ぜひまたよろしくをお願いします。

○永田公由委員 今回のMI CH I K A R Aの関係で、プロジェクト推進委託料というのがチェンジウェブという会社へ出ていて、この説明だとプロジェクトチームの体制構築支援というような業務内容になっているんだけど、具体的にはどういったことをしてもらっているわけですか。

○地方創生推進課長 チェンジウェブのほうにはこのMI CH I K A R Aの設計全般ということをお願いしているのですが、具体的には、まず我々のほうの仕様書というものを職員つくるんですが、それが本当の的に課題の提案に結びつくかという専門的な見地のものを、去年でありますと全テーマを1回見ていただいております。それからチェンジウェブのほうをお願いしているのは、参加企業のほうの募集、それから参加するチーム員の、参加民間企業側でこういう人参加してくださいという手挙げをやるんですが、その目利きの部分をチェンジウェブのほうでお願いをしているということになります。それから、こちらへ来て2泊3日の合宿、それから1週間前のフィールドワークがあるんですが、そこでの各テーマへのアドバイス及びメンターというものをやっていただいているものでございます。以上です。

○永田公由委員 もう1点。89ページの支所費、広丘支所の関係で、当初予算で備品購入費が載っているんだけど、これが決算ではないんですが、どこか振りかえたわけですか、1,955万円。

○地方振興課長 備品購入費につきましては、広丘支所の、移転にかかわる備品を予算計上しておいたわけなんですけど、移転の期間が延びたものですから、決算には反映しない。

○永田公由委員 繰り越したということですか。

○地方振興課長 はい。新年度に移しております。

○永田公由委員 いいです。

○委員長 ほかに。

○議長 シティプロモーションのところ、81ページですが、資料のほうで質問させていただきたいのですけれど、資料の36ページの上ですけれど、取り組み内容というところで、中ほどに子育て世代へのプロモーションとしてということで、中信三市で合同セミナー及びツアーなど計4回実施とありますが、どのような内容をされたのか、また、この中信三市で合同でやるということでどんな目的があったのか、その辺お聞かせください。

○地方創生推進課長 中信三市、答えが逆から言ってしまうで大変申しわけございませんが、中信三市でやる目的でございますが、やはり移住・定住を首都圏で行った場合に、ピンポイントで、例えば塩尻市とって来るパターンは非常に少ないものですから、我々としては長野県に移住をしたいというターゲットも捉える形で、松本、安曇野、塩尻市という形の中信三市ということで窓口を広げているということが一つ特徴であります。それから、実際に今まではセミナーを首都圏で開催して、そこで応答があつて、その答えをしていたんですが、実際にこっちに来ていろいろなものを見てもらわなければわからないだろうということで、各市で特徴的な施設を見て回ることにしました。塩尻市の場合は、陽だまりの家の村上さんが実際に移住をしてきて塩尻で子育てを行っていて、この地に定住をされているということなので、村上さんのところへ行っていて、いろいろ体験談をお話を聞かせてもらったりということをやっています。松本と安曇野はまた違う観点で、ゲストハウスやられて

いる方の家のところへ話を聞きに行ったりとかということをやっ、工夫をして、実際にこっちに来て実際のこちらの生活というものはどういうものかということを経験者から聞くということを実施しております。以上です。

○議長 それから、その下の成果のところですけど、ふるさと寄附ではということで、アクティブな子育て世代をターゲットにとあるんですけど、このアクティブな子育て世代というのはどういうことを言っていますか。

○委員長 簡潔に。

○地方創生推進課長 他意は正直言ってありませんが、実はこのふるさと寄附は四十代、五十代の方が多いという傾向がありましたので、やはり本質でありますワインですとか木曾漆器、特にワインを振興したいがために女性、子育て世代と書いてあるのでいけないんですけど、二十代、三十代の女性をターゲットにしたいということをごをここで言いたかっただけです。以上です。

○議長 頑張っていた内容についてはそれで頑張っていたかと思いますが、ちょっと表記について、この36ページもですけど37ページにかけても、横文字が、固有名詞は仕方ないと思うんですけど、日本語でもいいと思うような表記があって、そのほうが十分内容がわかると思いますので、その点ぜひわかりやすい表現をお願いしたいと思いますが、どうですか。

○地方創生推進課長 全般的に肝に銘じて直しをします。

○委員長 ほかにございますか。

○永田公由委員 75ページの紙のタイムマシン活用事業、これ結構な枚数でやっているんですけども、塩尻が入れたことによって、どこかほかの自治体にも広がっていったというような話もあるんですけど、その辺把握している範囲で、自治体なり民間企業なりでこれを導入したところはどこか。

○総務人事課長 今のところ把握しているところでは、先日松本市でクリーンセンターのほうに導入をしたということで、やはりそういう施設でもありますので、そういったところの相乗効果みたいなものも多分狙ったのではないかなというふうに思っておりますけれども、松本市につきましては、塩尻のほうにも1回視察にお出でになっておまして、それも何か参考にしていく中で導入をしたということで聞いております。

○永田公由委員 ほかは。県外。

○総務人事課長 官公庁につきましては県庁ですとか、あと諏訪市、それから安曇野市、それから民間企業では八十二銀行のほうへ導入しているということでございます。

○永田公由委員 それを言わなければいけないわ。

○委員長 いいですか。

○永田公由委員 それで、古紙の量、もう少し出先とか多分支所とかそういった関係から集めなければいけないと言っている、今も集めてはいるんでしょう。今は支所なんかはやっていないわけですか。

○総務人事課長 支所につきましては、やはり機密文書なんかもありますので、そういったものを持ち込む中で利用させていただいておりますし、逆に使用につきましても、再生した紙につきましては、各支所等で持って行っていただいたりとか、あと保育園、そういったところにも持って行っていただいて使っていただくようにしております。

○委員長 よろしいですか。

○永田公由委員 いいです。もう1点。要は、決算説明資料の中で、増大させていかなければいけないと言っているんだけど、この課題についてはどういったことでこういったものを出されているわけですか、課題として。

○総務人事課長 やはり古紙が出ないと再生につながらないということもありますし、まずその前段階で、例えば庁内でいきますと、職員がしっかり分別をする中で古紙として回せるものは古紙へ回していただくというところで、そこの分別をまずきちんとしていただくことによってそれが再生につながっていくという、そういった意味合いで書かせていただいております。

○永田公由委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。ほかには、ないようですので、95ページまでにつきましては以上で終了といたします。

続いて、歳出2款総務費1項10目生活支援対策費95ページから2款6項監査委員費115ページまで、また、3款民生費1項8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費128、129ページ、及び4項国民年金事務費144、145ページについて説明をお願いいたします。

○市民課長 それでは、引き続き決算書の94、95ページをお願いいたします。下の段になりますが、10目生活支援対策費についてですけれども、備考欄1つ目の白丸、嘱託員報酬につきましては、消費生活センターに配置必須であります消費生活相談員と他文化共生担当のシチズンサポーター、現在はブラジル国籍のポルトガル語のできる方ですけれども、この方の報酬などがあります。そのうち、消費生活相談員につきましては、県から10分の10の補助金が交付をされております。

次の白丸、消費・生活支援対策事業の主なもの、3つ目の黒ポツになりますが、法律・特設合同相談員謝礼112万円余になりますけれども、年間31回開催をした法律相談と11月に開催をしました特設合同相談での弁護士などへの謝礼になります。その2つ下の黒ポツになります。消耗品でありますけれども、特殊詐欺電話被害防止対策機器を平成28年度から毎年50台ずつ購入をしております、昨年度も50台69万円余で購入をしております。塩尻警察署と連携をしまして、65歳以上のみの世帯で構成する世帯を基本に貸し出しが必要な、警察が判断した世帯に対して無料で貸し出しをしております。購入した50台全てが平成30年度中に設置をされております。こちらも県の10分の10の補助金の対象となっております。

次のページになりますけれども、96、97ページの一番上の白丸、外国籍市民支援事業の2つ目の黒ポツがありますが、日本語講座委託料でありますけれども、24万円ありますけれども、外国籍市民が基本的な日本語の習得と日本文化、生活習慣を理解して市民との円滑な交流を推進するために日本語講座を開催しております。ボランティア団体であります楽しい日本語講座の方々に委託をしたものでありまして、昨年は年16回日曜日に開催をしております、延べ264人の参加がありました。私からは以上です。

○総務人事課長 次に、11目職員厚生費をお願いいたします。最初の白丸、嘱託医報酬36万円につきましては、労働安全衛生法に基づきまして、従業員50人以上の企業等につきましては産業医1人を配置することになっておりまして、田村内科医院の院長に委嘱をしていることから、その報酬となります。

次の白丸、職員健康管理・福利厚生費1、268万円余でございますが、まず5番目の黒ポツ、メンタルヘルスカウンセリング委託料72万円余につきましては、月2回、1回当たり5人の職員の定期、または随時のカウ

ンセリングの委託料でございます。NPO法人長野県キャリア&カウンセリング研究会に委託をしまして、産業カウンセラーによる面談を実施しております。その下の黒ポツ、職員健康診断等委託料902万円余につきましては、循環器系健診、がん検診につきましては、長野県健康づくり事業団に委託、それから、ヘルスクリーニング健診につきましては、JA長野厚生連に委託をして実施した委託料となっております。その下の黒ポツ、ストレスチェック調査分析業務委託料につきましては104万円余でございますけれども、労働安全衛生法の規定によりまして、平成27年12月から年1回の実施が義務づけられておりますことから、その調査分析のための委託料となっております。本市のストレスチェックの実施状況につきましては、決算説明資料43ページ下段にございますので、参考にしていただきたいというふうに思っております。

それから次に、12目職員研修費をお願いいたします。人材育成事業1,911万円余でございますけれども、こちらは職員研修が主なものでございまして、詳細につきましては決算説明資料44ページをごらんいただきたいと思っております。人材育成事業になります。取り組み内容としましては、一般研修、特別研修、派遣研修等150の研修を実施をしまして、延べ3,075人が受講しております。特に「子育てしたくなるまち 日本一」プロジェクト、「こどもの未来応援事業」としまして、職員としての主体性ですとか自己効力感を高めることを目的としまして、新規採用職員が児童館活動に参加をさせていただきました。この成果としましては、ありがたい言葉を子供たちから実際にもらうことによりまして、塩尻市役所経営理念を体感し、さらに意識を高めることにつながったと考えております。2つ目の黒ポツ、特別旅費786万円余につきましては、各種派遣研修にかかわる旅費で、この中には県等への派遣職員の研修分も含まれております。それから3つ下の黒ポツ、研修委託料319万円余でございますが、これは外部から講師を招聘した研修会の委託料となっております。次の黒ポツ、職員採用試験事務委託料120万円余につきましては、教養と専門分野の筆記試験を公益財団法人日本人事試験研究センターに、それから適性検査につきましては、アドバンテッジインサイトに事務委託をした委託料となっております。次の黒ポツ、人的資源管理計画調査委託料299万円余につきましては、平成30年度からの新規事業でありまして、時代の変化と行政課題に的確に対応できる人材を育成しつつ、それを適正に配置し、安定した自治体経営を行うことができることによる生産性の高い組織の構築を目指す人的資源管理計画を策定するための基礎資料となります。全庁業務棚卸の調査分析のための委託料になっております。次の黒ポツ、会議出席負担金356万円余につきましては、日本経営協会等専門の研究機関への派遣の負担金となっております。私からは以上でございます。

○委員長 それでは、一旦ここで区切らせていただいて、午後1時の再開としたいと思いますので、よろしくお願いたします。

午前11時59分 休憩

午後12時56分 再開

○委員長 それでは、時間前ですが、少し押していますので、休憩を解いて再開をいたします。

それでは、引き続いての説明をお願いいたしますが、96、97ページ、13目防災防犯費からお願いいたします。

○**危機管理課長** それでは、96、97ページをお願いいたします。13目防災防犯費のうち、上から2番目の白丸、防災防犯費、防災防犯諸経費1,610万円余の主なものにつきまして御説明をいたします。

ページをめくっていただきまして、98、99ページをお願いいたします。一番上の黒ポツ、ハザードマップ作成委託料415万円余につきましては、平成28年度に行いました防災アセスメント調査の被害想定調査等の結果を反映しまして、ため池の浸水想定や液状化マップ等を追加し、作成したものでございます。このハザードマップにつきましては、市内全世帯に配付するとともに、危険箇所や災害時にとるべき行動などを、市民の皆さんに周知、徹底を図るために今年度、各区を対象にいたしまして説明会を開催してございます。現在37の区で実施済みとなっております。その下の黒ポツ、被災者支援システムサーバー等使用料129万円余につきましては、大規模災害時における被災者情報、被災家屋情報等を一元管理いたしまして、罹災証明書の早期発行等も可能となるシステムサーバーの使用料でございます。2つ下の黒ポツ、備品購入費146万円余につきましては、指定避難所であります吉田西防災コミュニティセンターの備蓄倉庫用の備品の購入費であります。投光器つき発電機、ワンタッチパーテーション、プライベートルームなど16品目、191点を購入したものでございます。3つ下の黒ポツ、訓練交付金38万円余につきましては、地区、区ごとに防災訓練費等に要しました経費の2分の1、最大2万円を交付したものでございまして、17件分でございます。地区としてまとめて開催した分もございまして、区の数に直しますと、39の区に対しまして交付してございます。その下の黒ポツ、資機材等補助金122万円余につきましては、自衛消防隊や自主防災組織への補助金19件分でありまして、発電機、ヘルメット、はっぴ、投光器、拡声器等の資材の購入費用でございます。その下の黒ポツ、長野県総合防災訓練負担金337万円余でございますが、昨年の10月21日に塩尻市中央スポーツ公園を主会場といたしまして、大規模に開催されました長野県総合防災訓練実行委員会への負担金であります。会場の設営費や運営費などが主なものでございます。当日は134の関係団体、約2,500名の参加者がありまして、災害時に即応できる体制の確立と、広く防災意識の普及、啓発ができたものと考えております。

次の白丸、防災施設・設備等整備事業4,084万円余のうち、8つ目の黒ポツ、防災行政無線保守点検管理委託料1,314万円余につきましては、同報系防災行政無線の保守点検と移動系防災行政無線の保守点検の管理委託料でございます。その2つ下の黒ポツ、気象観測装置検定委託料198万円余ですが、現在市内11カ所で雨量などの気象観測を行っております。その観測装置のうち、記載の4カ所につきまして、5年に1回の法律に基づく検定業務を行ったものでございます。その下の黒ポツ、デジタル同報系防災行政無線実施設計委託料816万円余につきましては、現在檜川地区のアナログ式防災行政無線が令和4年に免許が無効となってしまうということから檜川支所の移転に合わせまして、今年度デジタル式更新工事をするための実施設計委託料でございます。その5つ下の黒ポツ、防災行政無線工事371万円余ですが、吉田小学校へ移動系防災行政無線の半固定局を設置した工事費と下小曾部、旧原口教員住宅に設置してありました屋外拡声子局、こちらの用地の売却に伴いまして、隣接する原口集会場敷地へ移設した工事費が主なものでございます。私からは以上です。

○**選挙管理・監査・公平委員会事務局長** それでは、決算書102ページ、103ページをお願いいたします。2款1項15目公平委員会費でございます。備考欄白丸、公平委員会運営事務諸経費35万4,000円余でございますけれども、平成30年度は公平委員会に対して、職員の勤務条件に関する措置要求、職員に対する利益処分に

関する審査請求等ございませんでしたので、一番上の黒ポツ及び下から2つ目の黒ポツのように、公平委員会の決められた会議が2回、また、会議出席の負担金が主なものでございます。以上です。

○**税務課長** 続きまして、2項徴税费2目賦課徴収費をお願いいたします。備考欄最初の賦課事務諸経費9,270万円余について主な内容を説明申し上げます。5つ目の印刷製本費159万円余は、市県民税の申告書を事業所に送付する特別徴収のしおりのほか、郵送用封筒等の印刷代でございます。一番下の軽自申告書取扱委託料159万円余は、異動があった車両の情報提供を受けます地方公共団体情報システム機構への委託料、それと、長野県市長会へ委託している軽自動車登録情報に関する電子データの作成委託料でございます。

105ページをお願いいたします。一番上のパンチオペレート業務委託料477万円余は、企業等から紙ベースで提出を受けた給与支払報告書、年金支払報告書、償却資産申告書のデータのパンチ入力の手委託料となっております。

次のeLTAX関連業務委託料340万円余でございます。まずeLTAXについて御説明を申し上げますと、このシステムは地方税における手続につきまして、インターネットを利用して、電子的に行うシステムでございます。法人市民税に関しては、中間、確定、修正の各申告書、個人住民税に関しては、給与支払報告書及び特別徴収対象者の異動届けの申請、公的年金支払報告書の受領、固定資産税に関しましては、償却資産の申告書、また税務署へ提出された確定申告書の情報につきましても、国税連携機能により取り込むことができるものとなっております。この一連の業務に対して、本市の基幹システムとの連携の運用管理をeLTAXサポート事業者に委託したものでございます。

次の納付書作成等業務委託料933万円余は市県民税、固定資産税、軽自動車税の納税通知書の作成に関して専用紙の印刷から出力、封入封緘までを委託したものであります。2つ下の税システム使用料2,710万円余は税務関係の基幹システム使用料となっており、情報政策課からの指示額となっております。3つ下の家屋評価用パソコン使用料155万円余は新築家屋等の評価を行ったデータをもとに評価額を算出するシステムのハード及びソフトの使用料であります。2つ下の市県民税申告課税業務支援システム使用料451万円余は、確定申告時における申告書の作成を支援するシステムで、申告内容のチェックを行うと同時に市県民税の課税にかかわるデータを蓄積するシステムのハード及びソフトの使用料となっております。2つ下の地方税電子化協議会負担金125万円余ですが、地方税電子化協議会はeLTAXの開発及び安定的な運営を目的として、平成15年8月に設立された一般社団法人で、全国の全ての都道府県及び市町村が加入している団体であり、この団体の運営等に係る負担金として本市に課せられたものでございます。算出基準につきましては、人口、税収、納税義務者数からとなっております。4つ下の市税還付金2,917万円余は、前年度以前の収入として処理された税金のうち、30年度中に行われました法人市民税の確定申告に基づき、予定納税分が課題となった場合の還付、また、国税である個人所得税及び法人税にかかわる更正請求に伴いまして波及を受けた、個人市県民税及び法人市民税の還付額となっております。また、固定資産税に関しましては、所有権の移転漏れ、償却資産の修正申告分、家屋の滅失漏れ等の還付等がございます。

続きまして、2つ下になりますが、次の事業、固定資産評価替等対応事業2,058万円余は平成31年度の課税に向け実施した各種調査、資料作成の委託料と土地価格の鑑定のための委託料でございます。

備考欄最初の評価替等対応事業委託料1,728万円は、土地家屋の経年異動更新、データ入れかえ、構図データ更新、土地の地目判読調査、未特定家屋調査等の委託料でございます。次の標準宅地不動産鑑定委託料330万円余は地下の下落状況を判断するために、毎年実施する7月1日現在の市内標準宅地229地点について、簡易鑑定を不動産鑑定士により行った委託料でございます。

次の事業、徴収事務諸経費2,691万円余についてでございます。6つ下の印刷製本費187万円余ですが、再発行納付書、督促状、再振替通知書及び発送用の封筒が主なものでございます。次に5つ下の口座振替等手数料560万円余は、市税の収納に当たっての口座振替手数料、1件10円や金融機関窓口の納付による収納手数料、1件30円、コンビニ収納取扱手数料1件60円、これに消費税を加算した額を旧収納課分として金融機関に支払ったものでございます。次に7つ下の滞納管理システム使用料734万円余は、分納計画差し押さえ調書の作成など、基幹系システムと連携して滞納整理に特化したシステムの使用料となっております。次の収納管理システム使用料234万円余は基幹システムの使用料で、情報政策課からの指示額でございます。3つ下の地方税滞納整理機構負担金356万円余につきましては、大口困難案件の滞納整理を専門として行う長野県地方税滞納整理機構への滞納事案を移管して徴収するもので、その負担金として支払ったものでございます。この滞納整理機構による本市の徴収実績につきましては、国保税を含めた移管額が3,734万円余であったのに対し、徴収額が1,829万円余で、収納率は48.99%となり、大口困難案件の徴収としては非常に高い収納率となりました。なお滞納整理機構の市町村全体の収納率は37.5%でございました。負担金につきましては、3つの要素で構成されております。1つ目は基本負担金、2つ目は徴収実績割、3つ目が処理件数割となっております。1つ目の基本負担金は一律5万円、2つ目の徴収実績割は前々年度の徴収実績の10%となっており、平成30年度につきましては、平成28年度の実績をもとに148万8,000円、3つ目の処理件数割は1件当たり10万2,000円となっており、本市は25件移管しておりますので、255万円、合計408万8,000円を負担いたしました。機構から構成団体負担金の決算見込みによる精算額で、52万4,000円戻りましたため、決算額が356万4,000円となったものでございます。私からは以上でございます。

○市民課長 それではその下、3項1目戸籍住民基本台帳費についての主なものでありますけれども、ページをめぐっていただきまして、106、107ページになります。上から2つ目の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費の10個目の黒ボツになりますけれども、戸籍システム保守委託料332万円余を初め、住民記録システム、戸籍システム、住基ネットワークシステムなどの保守委託料や使用料などでございます。その2つ下の黒ボツ、住基システム業務委託料524万円余の内訳は、住民票やマイナンバーカードの氏名欄に旧姓、旧氏を併記するための改修が481万円余、印鑑証明書から性別を除く改修が43万円余となっております。次に本市ではマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで住民票の写し等が取得できるサービスを平成30年1月から開始しておりますけれども、下から12番目になりますけれども、黒ボツ、コンビニ交付委託料とあります。10万円余とありますけれども、コンビニエンスストアで証明書を取得された際にコンビニエンスストアへ支払う委託料で、証明書1件当たり115円の手数料を払うということになっております。平成30年度コンビニエンスストアで948件の取得がありましたので、その手数料となります。その下の黒ボツ、コンビニ交付システム保守委託料495万円余は1年間のシステム保守費用であります。下から2つ目の黒ボツ、個人番号カード交付事業交付金526

万円余は、個人番号カードの作成事務等を法令に基づいて、地方公共団体情報システム機構に委託しており、こちらに要した費用を同機構に交付したもので、10分の10の国庫補助がございます。一番下の黒ボツになりますが、地方公共団体情報システム機構負担金270万円は、コンビニ交付の証明センターに係る年間の負担金であります。なお、これらのコンビニ交付システムの導入と運用に要した費用の2分の1は導入から3年間は特別交付税で手当てされることとなっております。私からは以上です。

○選挙管理・監査・公平委員会事務局長 続きまして、4項選挙費1目選挙管理委員会費でございます。2つ目の備考欄、委員会運営等事務費でございますけれども、主なもの、1つ目の黒ボツに選挙管理委員会委員報酬4人分の報酬でございます。2つ目ですが、退職委員記念品代ということで、4年間の任期で昨年10月12日の任期で新規の委員さんになりましたことから、退職記念品を払ったものでございます。また、下から2つ目の黒ボツ、選挙システム使用料でございますが、選挙人名簿を管理しているシステム、サーバーのシステム使用料となりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、108、109ページをお願いいたします。選挙管理委員会の方々のそれぞれの会議の出席の負担金、分担金等になっておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、2目の選挙啓発費でございます。選挙への関心を高めるための費用ということでございまして、選挙啓発事務費66万1,000円余でございますが、1つ目の黒ボツ、選挙ポスター表彰記念品代につきましては、小中学生の皆さんに夏休みに選挙のポスターを書いていただいた記念品でございます。9校400人の方から御応募をいただいたものでございます。また、消耗品、印刷製本につきましては、平成28年から18歳に選挙権が引き下げられたことから、中信4市で申し合わせで行っております蛍光ペンの啓発ペン等の購入でございますし、印刷製本につきましては、成人式が終わった後、写真を撮るんですが、その写真をそれぞれの個人に送る際に一緒に立会人の募集チラシを入れていただきまして、立会人といったこともできますという啓発をしているものでございまして、昨年1人ではございましたが、このチラシから立会人の申し込みがあったものでございます。

続きまして、3目県知事選挙費でございます。8月5日執行となりました長野県知事選挙でございますが、投票率39.6%、前回比プラスの0.24%でございましたが、それぞれ公職選挙法に基づく人と物にかかわるお金、執行経費でございます。特に長野県知事選挙につきましては、2週間という期日前が長い期間でございますので、特に人に一番お金がかかっている選挙でございますし、県の委託料ではほぼ100%、県からお金をいただいた選挙経費でございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、4目県議会議員選挙費でございます。平成31年4月7日執行でございますが、告示日が3月29日だったことから、期日前の3月30日、31日、またページをめくっていただきまして、110ページ、111ページにもございますが、3月中に準備をしておきます平成30年度分の県議会議員の選挙費ということで決算書にありまして、平成31年もありますので、少し費用が少ない中での決算ということになりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、5目市長選挙費でございます。昨年9月23日に執行、投票率46.26%、前回比5.9の増ということで、市長選挙を行った経費でございます。特に県、国と違いまして市の単独選挙になりますので、市で用意する物品等がふえるわけでございます。投票用紙、選挙運動用ビラ、証紙シール、懸垂幕、桃太郎旗等、全て市

で用意するものについては、県や国の選挙より物について費用が多くかかっているものでございます。また、一番最後の黒ポツ、選挙運動公営費負担金でございますが、これにつきましては、条例に基づきまして選挙運動の費用の一部を負担するというので、かかっている費用でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、6目市議会議員補欠選挙でございます。市議会議員1名の欠員に伴いまして、市長選挙と同じ9月23日に執行を予定したものでございますが、定数1名に対して、立候補者1名であったことから、無投票という形にはなりましたが、あくまで今の公職選挙法では、その無投票であってもこれだけの経費がかかるという必要なものを行った事務経費でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、112ページ、113ページをお願いいたします。7目市議会議員選挙費でございます。先ほどの県議会議員選挙と同じで、平成31年4月21日の執行の市議会議員の選挙に伴います平成30年度分の印刷製本費でございますが、これについては、4月1日号の広報しおじりに折り込んだ広報選挙の印刷製本費になりますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

○**経営戦略課長** では、続きまして5項統計調査費になります。1目統計調査総務費の備考欄の2つ目の白丸、統計調査諸経費42万7,000円余の3つ目の黒ポツ、印刷製本費28万3,000円余につきましては、統計しおじりの発行経費となっております。

続いて2目基幹統計調査費の備考欄の白丸、基幹統計調査諸経費467万2,000円余につきましては、学校基本調査、工業統計調査及び住宅土地統計調査の実地調査に係る経費となっております。私からは以上です。

○**選挙管理・監査・公平委員会事務局長** 続きまして、6項監査委員費1目監査委員費でございます。2つ目の白丸、監査事務諸経費でございます。458万1,000円余でございますが、主なもの1つ目の黒ポツ、監査委員報酬3人分でございます。主なものとしては、毎年の例月出納検査、年1回の決算審査、定期監査等を行っているものでございます。

ページめくっていただきまして、114、115ページでございますけれども、それぞれ監査委員の会議出席負担金等に係る諸経費でございますので、よろしく願いいたします。私からは以上になります。

○**市民課長** それでは、ページが少し飛びますけれども、128、129ページへお願いいたします。こちら中段、社会福祉費の8目国民健康保健総務費では備考欄の3つ目の白丸であります、国民健康保健事業特別会計繰出金は保険基盤安定負担金繰出金の保険税軽減分2億759万円余を初め、法の規定によるもので、合計4億1,800万円余を国保特会へ繰り出しをしております。

次の9目後期高齢者医療運営費では備考欄の最初の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金は、事務費と医療費に係る負担金で、5億5,514万円余を広域連合へ支出しました。

その下の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、事務費と保険料軽減分で、1億4,867万円余を後期高齢者特会へ繰り出しをしたものです。

続いてまたページが飛びますけれども、144、145ページをお願いいたします。こちら中段、4項1目国民年金事務費については、法定受託事務としての人件費と事務諸経費をそれぞれ支出したものでございます。

備考欄3つ目の白丸、国民年金事務諸経費の下から3つ目の黒ポツ、税情報等システム改修委託料は、年金生活者支援給付金制度及び産前産後保険料免除制度への対応として、95万円余で国民年金システムの改修を行ったも

ので、一番下の黒ポツはそのシステムの使用料166万円余になります。説明は以上になります。

○委員長 ありがとうございます。それでは、説明を受けた145ページまでについて質疑を行います。委員の皆さんから質問等ありましたらお願いいたします。

○副委員長 97ページをお願いいたします。決算説明資料の43ページにあります職員健康管理・福利厚生費のところのメンタルヘルスについてお聞きしたいと思いますけれども、これは、義務化になったわけですが、受検者946人で94.1%の受診率ですが、残りの5.9%の方というのは義務化になったんですけれども、どのような状況にあるかということと、高ストレスと判断された職員76人、産業医の面接をお受けいただいているんですね、課題のほうを見ると。産業医には差し支えなかったら、どこの先生をお願いしているのかお聞きできればと思いますが、お願いいたします。

○総務人事課長 ただいまのストレスチェックの受検者が94.1%ということで、残りの職員については受検しなかったという形になっております。それから、高ストレスと判断された職員が76人ということでありまして、こちらメンタルヘルスカウンセリングの産業医の先生につきましては、田村内科医院の先生をお願いしてございます。

○副委員長 受検しなかった方の理由というのはどういうことなんでしょうか。義務化だから100%近く受検してもいいと理解しているんですけれども。

○総務人事課長 こちらの手法としましては、まずグループウェアを使える職員はネットを使って受検をいたします。それから外部の職員でグループウェアとかネット環境にない職員につきましては、ペーパーで受検をしていただくことになっております。一応、全員に御案内をしまして、結果をお送りするような形になるんですけれども、その中でもやはり受検をしていない方がいらっしゃいまして、その方に再度、受検ということでお話をさせていただきましたが、それでも受検をしていただけなかった職員が少しいるというような形でございます。

○委員長 いいですか。

○副委員長 はい。それともう1点、76人の方全員には先ほどの説明で、月2回、1日5人のカウンセリングを実施していらっしゃるということでしたけれども、76名の方はそのように御自分から拒否なさらずにカウンセリングを受けていらっしゃるということで、よろしいでしょうか。

○総務人事課長 こちらのメンタルヘルスカウンセリングの御案内を76人の方にいたしましたけれども、実はその中で実際にメンタルヘルスカウンセリングを受けた方は4人ということでございます。

○副委員長 最後に、その76人の中で、職場環境に合わなかったということで、御本人の希望で異動されている方はいらっしゃるのでしょうか。

○総務人事課長 特に職場環境といったことが理由で異動になっている職員はございません。

○副委員長 これ、ストレスチェックって非常に大事だということで、義務化になったわけですので、今の76人のうち4名だけというのは、ちょっと市役所にとっては不思議な数字だなと思いますので、ぜひ多くの方が利用されてやはり御自分の精神的な健康というのはしっかりと守っていくということを、人事課としてぜひ啓発をお願いしたいと思います。

○総務人事課長 委員おっしゃるとおり、せっかくこういう制度ございますし、やはり必要に応じて制度化された

ということでございますので、これをしっかり活用していただく中で御自身のメンタルについてもきちんと向き合っていていただくような啓発を今後ともしっかり行ってまいりたいというふうに思っております。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 76人、やはりその後のケアが必要ですよという結果が出たにもかかわらず、4人というのは余りにも少なすぎてびっくりしたんですけれど、やはり早目に手を打って、専門家に相談していただくことが症状の悪化を防ぐっていう、とても大事なことだと思うんですけれど、受けられなかった理由みたいなものは把握されていますか。例えば職場環境が忙しくて、その時間がとれなかったとか、そういうことがあってはいけないような気がするんですけど、いかがでしょうか。

○総務人事課長 いろいろな御事情があるかと思えますけれども、やはり一番多いのは、それぞれの御自身の判断で、受検をされなかったっていうことがあると思います。ただ、今、議員さんがおっしゃるとおり、芽の小さいうちにそういう状況をしっかり把握をして、御案内をするっていうことが必要かと思っておりますので、今後ともしっかりその辺の周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

○委員長 ほかに。

○永田公由委員 95ページの生活支援対策費の関係で、いわゆる振り込め詐欺とか特殊詐欺防止のための電話機の無料貸し出し、設置総数150世帯ということですが、これはどういう手続をすればいいですか。

○市民課長 こちら、うちの窓口なり警察なりに相談があるんですけれども、警察のほうで最終的に判断をさせていただいて、つけるという可否を判定しますので、うちに相談来たものも全て警察のほうへ御相談に電話なりをしていただいて、判断をさせていただいて取り付けをしていただくっていう形になります。

○永田公由委員 どういった機械なんですか、その取り付ける機械というのは。

○市民課長 この機械は電話が鳴ると、まず、かかってきたこの電話については録音をしています、という形を發します。その後、録音が始まりまして、そのお宅の方とお話ができるような形になっております。大概、録音をしていますという時点で切れるっていうケースが大半ですので、一応、この機械を基本的には必要なくなるまで無料でお貸しするっていう形になります。

○永田公由委員 そうすると、誰でも高齢者ならいいっていうものではないんだね。

○市民課長 警察のほうでどういう最終的に判断をするかはあるんですけれども、一応、基本的にはひとり暮らしを優先をして、なおかつ65歳以上で構成をしている世帯で、やはりこの御家庭はお二人なんだけれども、やはりこの機械が必要だなって判断をいただいた方、その世帯につけさせていただいています。

○永田公由委員 これは、もし個人で買うとしたら、幾らくらいですか。

○市民課長 この機械ですと、1台、1万2,800円になります。

○永田公由委員 市内で、特殊詐欺でお金をだまし取られたっていうのは平成30年度で何件くらいありますか。

○市民課長 市内と言いますか、要は塩尻警察署管内っていうふうになってしまうんですけれども、こちらが昨年は4件で368万円余りになります。ちなみにその前の平成29年になると、671万円っていう被害が起きております。

○永田公由委員 わかりました。何で聞いたかっていうと、敬老会とかそういうときに行ったときに、本当に塩尻

で被害あるだかい、とこういうふうに言われるんですよね。それで、もう、引っかかった人いるよって言って、話をすると納得されるんだけど、やはり一番高齢者の人たちが最初にびっくりしちゃうのは、塩尻警察署ですって言われると、もう、それでだめなんだよね。だから、やはり詐欺集団のほうもいろいろ考えていてやっているの、電話のこういったのとか、留守電にするとかっていういろいろな対策をやっているんだけど、何しろ1回電話に出ちゃって、もう話をすると引っかかっちゃうと、こういう感じの話をされるんだよね、高齢者の皆さんね。だから電話機の無料貸し出しっていうのはできるだけ幅広くやってもらうように、ぜひ、お願いします。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 99ページの防災行政無線についてお聞きしたいと思います。放送される内容は行方不明者のこととか、消費者生活センターのこととか、熊とか豚コレラとか、多岐にわたるわけですけど、先日桔梗荘で夜間防災訓練がありまして、周辺の地域住民の方が避難訓練と一緒に参加されたわけなんです。桔梗荘120人の入所で5人の職員と1人の警備員で、6人だけで夜間120人の入居者さん、それも介護3以上の方のケアというか、支援をしていかなければいけないので、夜間の災害、火事とか地震の場合は住民の協力が必要だということで、本当に近隣の住民の方が毎年一緒に訓練をしているんですね。その中で住民の方から質問をいただいたんですけど、桔梗荘に災害があったときには桔梗荘の建物の中ではサイレンが鳴ったり、火事です、火事ですっていう放送があるんですけど、地域住民は災害のときに協定を結んでいるんですが、住宅が密集していないので、協定結んでいる常会の方まで放送が全然聞こえないんですね。そのときに桔梗荘の敷地の中にある防災行政無線が放送してくれるんですかって住民から問い合わせがあったんですけど、そういった場合、防災行政無線は対応をいただけるのか、するようになっているのか、その点についてお聞きしたいんですが。

○危機管理課長 防災行政無線の屋外子局につきましては、統制台のほうで一応、地区ごとには区別できるんですが、ごく狭い地域でありますと、統制台のほうでは、切りかえができないと言いますか、絞り込むことができないようになっております。ただし、そのスピーカー、子局の下でマイクがついていまして、ボックスがありまして、そこも鍵を開けるようになっていますが、その鍵を開けていただきますと、マイクがついておりまして、その子局だけを放送かけるということが可能になっております。それで、その鍵につきましては、各区長さんのほうに行っておりまして、各区長さんのほうで管理をさせていただいております。それで、毎年4月過ぎに区長さん等かわりますので、各地区の区長会のほうに出かけていきまして、そこら辺の取り扱い説明、そちらのほうも危機管理課のほうで行っているという状況です。

○山口恵子委員 郷原区内にも何カ所か防災行政無線はありますが、その郷原の11常会と13常会が昨年の防災訓練で消防署のほうから指摘を受けて、住民と協定を結んだほうがいいということで、今回協定を結んで、そういった災害対応をしているわけなんです。それなので、やはり、住民の皆さんも協力体制でいますので、何かあった時に対応ができるように、知りませんでしたと言うと、やはり、お互いによくないと思いますので、また、桔梗荘は松塩筑木曾老人福祉施設組合で塩尻市が事務局になっているので、その辺ちょっと連携をとっていただいて、きちんとした消防署の指摘されたことが実行性があるような対応になるようにしっかり検討をさせていただきたいと思います。

○横沢英一委員 99ページの防災施設の関係ですが、土中水分量の情報システムサーバー等の管理委託料という

ことになっていますが、たしか設置して3年ぐらいになると思ひまして、成果がどんなふうになっているのかなというふうに思ひます。特に最近は降雨量も多くなつてきているものですから、やはり、こういうことの調査をやつていれば安心なのかなとも思っているものから、そこら辺の成果の部分を教えていただきたいと思ひますがお願いします。

○危機管理課長 土中水分量の情報システムにつきましては、信州大学、静岡大学、岡山大学、それと本市の情報推進課のほうと共同研究によりまして開発、システムを構築したところでございます。それで、平成29年度に土砂災害危険箇所が多い箇所ということで、檜川地区3カ所に設置をしております。具体的にはこちらから言ひますと、国道沿いの食堂SSさんの南側の斜面、それと檜川小学校の国道を挟んだ東側の斜面、それと奈良井のほうは鎮神社、ちょっと外れになりますが、そちらの北側の斜面、その3カ所に設置をしております。

それで、センサーにつきましては、1メートルの深さまで20センチごとにセンサーがついておりまして、そのセンサーによりまして土中の中の有効飽和度ということで、土の粒の間にどのくらい水が占めているかという飽和度の測定と、その土の中にどのくらいの水がしみ込んでおるかという浸透量が測定してございまして、それが市の子ども見守りネットワーク、こちらを通じまして情報プラザのサーバーのほうに常時送られてきておるという状況であります。危機管理課のほうとしまして、大雨警報等出た場合につきましては、常時それを監視してございまして、避難情報の発令等の判断基準の材料としておるところであります。

それで、その活用の成果というところなんですけど、昨年7月5日でしたか檜川地区に土砂災害警戒情報が発表されまして、そのときもそちらのほう、データのほうを常時監視しておたわけなんですけど、有効飽和度につきましては、1というのがもう満杯という状況なんですけど、その0.9あたりがちょっと危険水域だということになってございまして、0.7近くまで上がっておたという状況でありましたので、そちらのほうのデータとあと気象台の情報等合わせる中で、市としても避難準備情報、こういったものを発令したということになります。今後もこのシステムの有効性、そういったものを確認しながら、また避難情報等の発令の判断の一つの基準として活用を図ってまいりたいと思っております。

○横沢英一委員 懇切丁寧にありがとうございました。要はボーダーラインというのが非常に難しいところだと思うんですけど、さっき、0.9とか言っていましたよね。だけど、そこら辺は明確に0.9とかという数字になっているわけなんじゃないですか。それと市内以外でもどこか広島のほうもちょっとつけたというようなことを聞いたのですが、そんなようなことで拡大しているんじゃないですか。調査の関係で。

○危機管理課長 基準につきましては、平成24年からですかね、北小野の勝弦で実証実験をやる中で、先生方のところで有効飽和度につきましては、0.9というラインが、それを超えると危険ですよということで設定していただいた基準です。ですので、一応それを基準として、うちのほうは見ておるという状況です。広島のほうの設置状況というのは、ちょっと私はまだ存じておりませんので、済みません。

○情報政策課長 ちょっと補足ですけれども、国内の事例はちょっとあれなんですけれども、現在、センサーの機器と国で設定しています防災に強い無線ネットワークをセットにして、スリランカに輸出しているというお話は聞いております。

○委員長 よろしいですか。

○横沢英一委員 はい。

○委員長 ほかには。よろしいですか。それでは、145ページまでは以上で終了することといたします。

次に進みます。歳出4款衛生費1項5目環境衛生費152ページから3項上水道費165ページまで、また、9款消防費210ページから215ページまで、12款公債費、13款予備費268ページから269ページまで、及び財産に関する調書367ページからの説明を求めます。

○生活環境課長 それでは私から、歳出152、153ページ、5目環境衛生費から主な内容について説明申し上げます。なお、主要事業の取り組み内容、成果につきましては、別添の決済説明資料77ページからとなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、右側の備考欄の1番下の丸、花による美しい環境づくり事業176万円余りでございますけれども、各区及び公共施設の花壇に花苗7種類4万5,000本余りを配布しまして、市民の皆さんとの共同で花による景観づくりを支援いたしました。

次のページ155ページをお願いいたします。1番上の丸、「クリーン塩尻」推進事業55万円余りでございますが、「クリーン塩尻」推進連絡会議によりますエコ・ウォーク「クリーン塩尻」大作戦が主なものでございます。歩いての清掃活動に合わせて身の回りに生息している外来植物を駆除しながら行いました。1番下の黒ポツ、「クリーン塩尻」推進連絡会議補助金29万円余りでございますが、この団体に交付した補助金でございます。この推進連絡会議では、クリーン塩尻パートナー制度、いわゆるアダプト制度を運用しての活動を展開する市民団体や企業等の加入促進をしており、前年度より3団体企業がふえまして、本年3月までに49団体が登録されております。市民の皆さんによる自主的な美化活動を支援いたしました。

次の丸、廃棄物不法投棄防止対策事業743万円余りでございますが、不法投棄された廃棄物の処理、処分、道路等で事故に遭った犬猫等の死骸やポイ捨て等のごみの処理にかかわった経費でございます。これによりまして、不法投棄の防止を一層進めているものでございます。具体的には道路、河川、山等の定期的なパトロールを実施しておりまして、国道沿線等のポイ捨てごみの回収をシルバー人材センターに、河川や林道等の不法投棄のごみ回収をNPO法人に委託しまして、不法投棄やポイ捨て等がされにくいきれいな環境づくりを維持しているものでございます。昨年度は可燃ごみ、不燃物のいずれも前年度よりも大幅に減少になっています。また、この事業では不法投棄の常習箇所等に監視カメラを設置しまして、そこに映ったものがあれば、また、不法投棄の内容物から所有者が特定できましたら、塩尻警察署等に通報しまして、不法投棄の犯罪防止に努めているところでございます。

次の丸、公衆衛生施設管理等事業費63万円余りでございますが、市内の公衆トイレにかかわる事業でございます。当課の所管するトイレは、大門一番町の末広公園内と町区の宮本町のバス停の2カ所でございます。

次の次の丸、地区衛生推進事業936万円余りでございますが、春、秋の一斉清掃などの地区清掃活動やごみステーションの管理等に対する支援対策事業でございます。最初の黒ポツ、衛生部長謝礼263万円余りでございますが、各区の衛生部長さんに均等割と戸数割により支出したものでございます。4つ目の黒ポツ、環境衛生活動委託料524万円余りでございますが、ごみの分別やごみステーションの管理などの指導、それから、各種環境衛生にかかわるチラシや文書の配布に対する経費として、地区衛生協議会を通じまして各区等に委託料として支払ったものでございます。

次に6目環境保全費の白丸、公害防止対策事業469万円余りでございますが、国道、県道沿線の騒音の調査、市内の大気汚染、河川、湖沼の水質等を定期的にモニタリング調査をしているものでございます。これらの数値の変化等を把握いたしまして、大きな変動があった場合の原因究明、また必要な施策を施しているものでございます。

次の丸、自然環境保全事業45万円余りでございますが、次のページ、157ページの最初の黒ポツ、自然保護・調査パトロール委託料は、自然保護ボランティアに委託しまして、高ボッチの管理棟5月から11月までの管理及び市内の貴重動植物の現状把握調査などを行い、自然環境の保全を図ったものでございます。

次の丸、環境教育推進事業273万円余りでございます。主なものは、しおじりe-Life Fairの環境イベントを初めとして、環境トーク&パフォーマンス、訪問出前講座、施設の見学会などのほか、地球温暖化防止やごみ減量などについて地区説明会も合わせて行っているものでございます。一番下の黒ポツ、しおじりe-Life Fair負担金は、市民有志による実行委員会により開催をしております。環境に優しい取り組みを行っている団体の出店により、来場者に環境問題について啓発する機会となりました。

次の丸、環境管理システム推進事業78万円余りでございます。3つ目の黒ポツ、審査登録・支援業務委託料48万円余りは、市の58施設のISO14001の取り組みにかかわる経費であり、定期審査にかかわる経費でございます。

次の合併処理浄化槽設置事業は水道事業部となります。

次の丸、高ボッチ高原自然環境保護事業485万円余りでございます。5つ目の黒ポツ、高ボッチ高原植栽管理業務委託189万円は、競馬場の駐車場東側にあります展望台周辺の伐採を、次の黒ポツ、工事請負費270万円はその展望台への遊歩道整備等を行いました。

次の丸、地下水・湧水等水環境調査事業48万円余りでございますが、平成27年度から地下水位連続監視業務として、中央スポーツ公園の深井戸を市の代表観測地として調査をしております。

次の丸、再生可能・省エネルギー促進事業75万円余りでございますが、家庭用蓄電池等の普及を進めてきており、家庭用蓄電池を6件、電気料の計測などいろいろな機能として使えるHEMSを9件補助いたしました。

次に7目斎場費の白丸、斎場施設管理費2,632万円余りでございます。159ページをお願いいたします。5番目の黒ポツ、斎場運営業務委託料は斎場の運営を塩尻造花さんのほうへ委託をしているものでございます。

次の丸、斎場施設維持整備費327万円余りでございます。主なものは最初の黒ポツ、営繕修繕料、火葬台車1台の入れかえ工事を行ったものでございます。

次に8目霊園費の白丸、霊園管理諸経費1,031万円余りでございます。1番下の黒ポツ、永代使用料還付金は、霊園内の聖地使用者に合葬墓の切りかえによる聖地返還を促したところ、全体の32件の返還中19件が合葬墓に移り、聖地の残余数をふやすことができ、聖地の有効活用が図られております。

2項の清掃費白丸、し尿処理施設管理費は、水道事業部になります。

161ページをお願いいたします。2目ごみ処理費の3つ目の丸、ごみ処理負担金3億1,573万円余りでございます。塩尻市、松本市、山形村、朝日村を構成市村といたします松塩地区広域施設組合に支払った可燃ごみの処理及び朝日村の最終処分場等の運営管理に係る負担金でございます。平成30年度のごみの現状につきましては、事業系のごみにつきましては年々増加傾向に、家庭系のごみについては微減となっており、全体では横

ばいとなっております。ごさい。

次の丸、廃棄物等収集運搬処理事業1億3,097万円余りにつきましては、可燃物、埋め立てごみ、有害ごみ、剪定木等の収集運搬にかかわる経費となっております。次の163ページをお願いいたします。2番目の黒ポツ、廃棄物破碎処理委託料2,555万円余りでございすが、収集された埋め立てごみの破碎処理を前田産業株式会社に委託をしているものでござい。

次の丸、資源リサイクル推進事業1億7,987万円余りでございすが、この事業は、一般家庭のプラスチック製容器包装品、瓶、ペットボトル、紙類、古布類、金属類、生ごみ等の収集運搬処理をする経費と、ごみを分別して燃えるごみや埋め立てごみを減らし、資源として有効活用することを促進するための補助金の交付などを行っているものでござい。真ん中から下の焼却灰資源化等委託料4,534万円余りでございすが、これは松本クリーンセンターから排出されます焼却灰の一部を資源化しており、昨年度は約906トン余りを土木用資材として資源化したものと、昨年、朝日村の最終処分場の放流水の不適切な水質検査によって処分場の飛灰等の搬入を停止した期間の民間処分場への依頼をしたその処理料、飛灰と破碎ごみですが、合計492トン余りでござい。下から2つ目の黒ポツ、ごみ分別アプリ導入業務委託料はごみ分別の啓発として、収集日の確認、分別区分や出し方などスマートフォンから確認できる塩尻資源物ごみ分別アプリをこの4月から運用を開始いたしました。次のページ165ページをお願いいたします。上の黒ポツ、生ごみ処理機器購入補助金は、家庭や事業所における生ごみの削減として補助しており、3つ目の黒ポツ、事業系生ごみ削減推進事業補助金は、事業系のごみ減量として、大型食品販売店等から排出される調理残渣や売れ残り生ごみを堆肥化により、生ごみ堆肥化に係る処理料金と松塩地区広域施設組合の可燃ごみ処理料金の差額を交付する補助金制度であり、平成30年度は3店舗で92トン余りが生ごみ資源化となりました。私からは以上となります。

○危機管理課長 それでは、210ページ、211ページをお願いいたします。9款消防費1項1目の常備消防費、最初の白丸、広域消防負担金6億156万円余のうち、松本広域連合消防費負担金5億9,360万円余は、常備消防を運営するための本市の負担金でござい。内訳につきましては、消防費負担金5億7,926万円余と消防主任として松本広域消防局から、本市に派遣されております職員1名分の人件費、また、本年3月で退職をしました広域消防職員のうち、広域消防発足前に本市の職員として採用をいたしました消防職員1名分の退職金の本市負担分であります。その下の黒ポツ、松本広域連合負担金、高速救急業務612万円余につきましては、高速道路上の救急業務に係る経費といたしまして、中日本高速道路株式会社から本市に支払われました支弁金でありまして、全額をそのまま松本広域連合に支出したものでござい。その下の黒ポツ、長野県消防防災ヘリコプター運航協議会負担金183万円余につきましては、本市の長野県消防防災ヘリコプター運航協議会の負担分でありまして、基準財政需要額割と人口割から算出をされております。

次に2つ目の非常備消防費をお願いいたします。最初の白丸、団員等公務災害補償費144万円余につきましては、団員のけが等による療養補償費や遺族補償年金の支払いでござい。

次のページ、212、213ページをお願いいたします。最初の白丸、消防団諸経費7,883万円余のうち、1つ目の黒ポツ、2,107万円余につきましては、870名分の団員報酬であります。一般団員で年額2万円、班長で3万円、部長で4万5,500円となっております。次の黒ポツ、消防団退職報償金556万円余につき

ましては、5年以上勤務し、退職した団員17人分に対しまして、その団員の階級、勤務年数に応じまして退職報償金を支給したものでございます。10個下の黒ポツ、被服費570万円余につきましては、消防団のはっぴ、ズボン、活動服、安全靴等の購入費でございます。その5つ下の黒ポツ、備品購入費212万円余につきましては、消防用ポンプホース、消火栓用ホースなどを購入したものでございます。2つ下の黒ポツ、消防団員退職報償金負担金1,670万円余は団員の退職報償金の給付のための消防基金への掛金でございまして、1人当たり1万9,200円の870人分でございます。2つ下の黒ポツ、公務災害補償費負担金188万円余につきましては、公務中に負傷した消防団員、消火活動等に協力し、負傷した市民などに支払う補償のための掛金でございます。3つ下の黒ポツ、消防団運営交付金1,255万円余は、消防団本部、分団、各部の運営のため、団員数、世帯数、車両割等に応じて交付したものでございます。その下の黒ポツ、災害出動交付金193万円余につきましては、火災、行方不明者の捜索、水防活動などに出動していただいた消防団への交付金であります。その下の黒ポツ、大会出動交付金166万円余は、松本消防協会ポンプ操法・ラッパ吹奏大会に出動しました5チームと長野県消防協会ポンプ操法大会へ出動しました1チームの交付金であります。

続きまして、3目消防施設費をお願いいたします。最初の白丸、消防施設整備費6,523万円余のうち、1つ目の黒ポツ、営繕修繕料595万円余につきましては、消火栓の修繕や防火貯水槽の補修、詰所の修繕等を実施した費用でございます。1つ飛びまして、消防施設等整備工事1,136万円余は、防火貯水槽の設置及びホースタワーの設置等を実施したものでございます。その下の黒ポツ、備品購入費2,501万円余は広丘分団第6部原新田でございますが、こちらのほうのポンプ車1台、檜川分団第2部、こちら平沢でございますが、軽積載車と小型ポンプを購入したもので、更新計画に基づいて行っているものであります。一番下の黒ポツ、消火栓新設改良負担金2,285万円余は地元要望等により設置したものや、故障等により更新した15件分の消火栓の工事負担金であります。以上です。

○財政課長 それでは、ページが飛びまして、268ページ、269ページをお願いいたします。12款公債費につきましては、元金償還金が27億5,528万8,371円、利子償還金は1億6,160万9,095円でございます。

その下、13款予備費の執行につきましてはございませんでした。

再びページが飛びまして、367ページ、368ページをお願いいたします。このページ以降につきましては、財産に関する調書でございます。まず、土地及び建物でございますけれども、施設の区分ごとに記載をしてございます。内容等につきましては、お手数でございますけれども、決算説明資料の126ページをごらんください。土地及び建物に関する区分でございますが、こちらの分類のとおり、主な施設等記載してあるとおりでございます。

1枚おめくりをいただきまして、127ページをお願いいたします。平成30年度中に増減のあった土地及び建物の内訳でございます。主なものにつきましては、ページの中ほど5番、新体育館用地につきましては、建設用地を取得したものでございます。また、9番のふれあいセンター東部につきましては、建設工事の完了によりまして、建物が増加となっております。また、一番下、その他の区分の4番、旧藤牧建設工業につきましては、寄附による土地及び建物の取得でございます。

それでは、決算書にお戻りいただきまして、決算書369ページをお願いいたします。こちら山林の調書でございます。右側の欄の立木の推定蓄積量でございます。木の成長率を年3.1%で推計をしてございまして、間伐分を差し引いたものでございます。

続きまして、370ページをお願いいたします。こちらは出資による権利でございまして、決算年度中の増減でございますが、下から8行目、一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センターへの出捐金80万円の増でございます。私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○会計管理者 私からは決算書371ページの物品について御説明申し上げます。ここに記載した物品につきましては、塩尻市財務規則236条の規定に基づく重要物品でございまして、その要件としまして、2輪を除く自動車、それから取得価格が100万円以上の物品、それから市長が特に必要と認めたものを物品の種類に集計してございます。重要物品につきましては、年度末時点で調査をし、各課等から報告があったものを台帳に登録または抹消してございます。平成30年度末現在高は、一番下の行にあります522点で、年度中の増減により11点ふえました。最も数が多いのは車両でございますが、これにつきまして、リース物件は登録をせず、リース終了後、市に譲渡された場合に登録をしております。平成30年度につきましては、14台の登録、6台の抹消となりまして、結果、8台の増となりました。装飾器具・標本類につきましては、寄贈されたものなど取得価格が明らかでないものがありますけれども、申告された価格や美術年鑑の情報などを頼りにし、登録をしております。各課等の報告に仮に漏れがあると、何年かたってからの登録抹消ということになりますけれども、年度末に行っております調査を引き続き実施し、物品の適正な把握に努めてまいりたいと思います。私からは以上です。

○財政課長 続きまして、372ページをごらんください。こちら債権でございます。奨学資金貸付金の年度中増減につきましては、年度中の貸付金と返済金との差額で652万3,900円の増となっているところでございます。

1枚おめくりをいただきまして、373ページをお願いいたします。こちらは基金の内訳でございまして、年度中の増減と年度末現在高を記載してございます。一番上の財政調整基金でございますけれども、年度中増減2億1,942万4,387円の増となっております。平成30年度末の現在高につきましては、38億5,645万9,301円となったところでございます。

以下、それぞれの基金の状況並びに決算説明資料29ページにございます基金の運用状況につきましては、改めて御確認をお願いいたします。説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。休憩をとります。10分休憩して、刻みますが、18分から再開したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

午後2時07分 休憩

午後2時15分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をさせていただきますが、説明をいただきました152ページから37

3ページの間について、質問をお願いいたします。

○横沢英一委員 155ページをお願いしたいんですが、不法投棄処理委託料の関係でございまして、たしか本市にはごみポイ捨て条例っていうのがあるんですが、こちら辺が適用になったことはありますでしょうか。

○生活環境課長 ごみポイ捨て条例、施行をしているわけなんですけれども、実際に罰則を適用した事例っていうのは今まではありません。ですので、警察と一緒に常に対処をしているっていうことなんですけれども、ポイ捨てよりも不法投棄、廃掃法の法律のほうで警察のほうは取り締まっているというような状況で、ポイ捨てのほうでは罰則を適用したものは今までございません。

○横沢英一委員 不法投棄の関係でございまして、実は、市民の人から1年くらい前に電話もらったことがあったんですが、要は道路のりにポイ捨てが結構あって、それを拾って、そして、最寄りのところへ集めて置いたらしいんですね。そして、市役所のほうへ衛生課だと思んですが、担当課に電話して、片づけてくれないかって言ったら、そうしたら、ぜひ各地区で収集しているところがあるから、そこまで持ってきてくれないかっていうような対応だったようです。それで、幾らなんでもえらいじゃないかっていう電話をよこしたものですから、電話をしたら、片づけてはもらったんですが、やはりそういうスタンスっていうのはあるんですか。

○生活環境課長 道路のり面っていうことなんですけれども、その場所が道路のり面っていうことであれば、片づけていただいた、ごみを拾っていただいた物について連絡をしていただければ、こちらのほうで対応するというケースがもちろんあるんですけれども、その場所が、個人の私有地、例えば畑とか田んぼとかというようなケースになりますと個人の責任において所有物を片づけるっていうのが本来になってしまうものですから、その辺のところを明確にするのが多分難しいかなと思いますけれども、うちのほうでも状況をお聞きしながら、対応をさせていただきたいというふうには思っているところでございます。

○横沢英一委員 確かに今言われたことはわからないことはないんですが、やはり善意で拾ってもらっているわけですから、そういうようなことはちゃんとしっかり対応してもらいたいと思うんですが、そうじゃないと何のためにごみやなんかを片づけてもらえるボランティア精神が、なかなか生きてこないような気がするものですか、ぜひ、お願いしたいと思います。

○委員長 答弁はいいですか。

○横沢英一委員 ええ、どうせ、わかっています。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 159ページの霊園管理諸経費についてお聞きします。合葬墓ができて、当初から特に二体用が人気が高くて、抽選で多分、決めたと思うんですけれども、現在では募集要件というか内容が変わっているのかどうかお聞きします。

○生活環境課長 たしか平成29年度から販売を開始させていただいたときには二体用も多かったんですけれども、この平成30年度になりまして、大分件数が落ち着いてきたところでございます。ですから、今まで抽選というような形で行わせていただいたわけなんですけれども、ことしというか、昨年からもそうなんですけれども、合葬墓の二体用につきましては、現在お骨を持っていて、市民の方で随時販売をしているというような状況でございまして。一体用とか、共同埋蔵のほうにつきましては、特にお骨を持っているありなしにかかわらず、随時

販売をしているというような状況でございます。

○山口恵子委員 当初、お骨がなくても将来のためにということで購入も条件的にはできたわけですがけれども、現在はお骨のある方のみっていうこと、二体用に関しては。ただ、課題のところの使用率が70%を超えているということで、今後、いつ、何をどういう形にするのか、その方向性についてお聞きしたいと思います。

○生活環境課長 二体用につきましては、もう残りわずかになってきているものですから、今年度追加のスペースがあるものですから、そこへ今年度、21戸、42ということになりますけれども、増設をする予定にはなっていないところでございます。それを見て、少しまだあきのスペースがあるものですから、二体用を入れるか、一体用を入れるか、また検討をしていきたいというふうに思っているところです。

○委員長 よろしいですか。ほかには、一旦聞かせていただいてもいいですかね。副委員長にかわっていただいて。

165ページの上から7行目、事業系生ごみ削減推進事業補助金で、これ、該当が3店舗、その何とかと何とかの差額っていうのがよく聞き取れなかったのもう1回積算の内容を申しわけないが教えていただきたい。

○副委員長 答弁を求めます。

○生活環境課長 生ごみを燃やすとなりますと、松本クリーンセンターでは10キロ150円の処理費がかかります。

○委員長 10キロ。

○生活環境課長 10キロ150円が、燃やすということになれば、処理費がかかるということです。今、業者のほうでは、生ごみを資源化処理しますと、10キロ200円かかるということになっておりまして、その差額10キロ50円分を市のほうで、燃やしてしまえば安くはなるんですけれども、資源化をしていただくということで、その差額の50円分を補助をしていくというものでございます。

○委員長 そうすると、3店舗でよかったんですけど。非常に少ないんですが、ほかの店舗の方たちはどういう処理をされているんですか。資源化をやられているということでしょう。

○生活環境課長 今、現在行っておりますのが、3店舗ですけれども、ツルヤ広丘店、それから檜川にあります与志田さんとSS食堂さんという3店舗になんですけども、ツルヤさんにつきましては、補助金自体は3年間ということがアッパーにしているものですから、3年をこしの5月で切れているわけなんですけれども、ほかの量販店さんにつきましては、結構、もうグループ会社のほうで資源化をするというのが、制度ができておりまして、資源化を特に市の補助金を受けて行うということがなくてもできているというような状況でございます。あと、中小の小規模の食堂さんとかっていうのは、結局、補助金自体が店舗に出すのではなくて、そこに集めている収集業者さんに出すというものでして、結局、店舗の収集をしている業者さん、生ごみを資源化できる業者が決まっています、ほかの業者では、市外へ持っていかなければいけないとか、遠いところまで持っていかなければいけないという、距離的な問題がありまして、そのコストでは合わないというようなことがあって、協力をいただけないというような状況がありまして、その一業者さんについての収集されている店舗さんというような形で今はなっている状況で、余り店舗数がふえてこないというような状況でございます。

○委員長 その中小はそれぞれで、そのルートがあって、それを処理されているということなんです、そういうことをそれぞれにやってもらえば、特に市が困るっていうことはないわけですね。生じてこなければ困ること

は生じてこない。ですから、逆に言うと、店のほうで必要性がなければ、補助金を幾らこっちで設けてやっても、それは、件数はふえないですよ。市にとって困ることがなければ、わざわざ補助制度を設けてやるっていうのもいかなものかなと思うんですが、その点について。

○生活環境課長 最近の実態調査でそういうことがわかったところでございまして、実はもう、大口のツルヤさんがこの5月で3年の期限が切れているというような状況がございますので、ほかの店舗のほうでも必要性があればということになるんですけども、ある程度で見直しをしていかなければいけないということは思っているところでございます。

○委員長 ぜひ、やるなら有効な形でやれるようにするんだし、必要なければ、やめるならやめてもいいかなという気もしますので、よく検討していただければいいのかなと思います。

ほかにございますか。

○永田公由委員 6月の定例会で話題になった、例のごみ収集カレンダーの件だけれども、もう、ぼつぼつ来年度どうするかという検討に入っていると思いますけれど、その辺いかがですか。どんなふうな感じで。

○生活環境課長 いろいろと御指摘をいただきまして、ごみカレンダーを見直しという方向で動いてはいる状況でございます。今、いろいろな案が出ておりまして、いずれにしても、カレンダーの数字の部分につきましては、大きくしていくということには変わりはないんですけども、どういう形でっていう部分については、衛生協の役員さん、市民の意見も皆さんの代表というようなこととお聞きをしながら決めていくっていうようなことで、今、複数の案を持っているところでして、一番の一案としては、今現在の2ページ、見開き12カ月分、これが見づかったという御意見が大半でしたけれども、逆に冷蔵庫に張りやすい利便性があるという御意見もあったことも事実だったものですから、それと、従来のカレンダーの12ページ、1カ月1枚といたしますか、見開きでいきますと2ページになるんですけども、それを組み合わせた一緒にしたような形でやっていけるかどうかというようなことを今、検討をしているところです。以上です。

○永田公由委員 難しいな。苦情の来ないようにしっかり検討してください。

○山口恵子委員 これは、若い方とかははっきり見える方は特に有害とか埋め立て、毎月ないものについては見通しがつくのでわかりやすいという御意見もあるんですね。ただ、ルールをしっかり守って、ちゃんと出したいという御高齢の方は本当に見えにくいっていうことがあって、それぞれに合わせるのは難しいかと思うんですけど、特に塩尻のは色の分別が余りはっきりしすぎていて、ちかちかして余計わかりにくいっていう。これ、松本のほうなんですけれど、やはり色が違うんですね、色使いが。やはりその辺見えにくい人たちも見やすいように、しっかりと皆さんで協議した上で検討をしていただきたいと思います。要望です。

○委員長 ほかにございますか。

○永田公由委員 155ページの「クリーン塩尻」の関係で、歩いてみると外来植物がものすごい勢いで繁茂しているんですね。このままでいくと塩尻市中、外来植物だらけになっちゃって、手をつけられなくなっちゃうと思うんですけど、これは、市民の協力ができないんですけども、もう少し行政主導で衛生部長なり区長さんなりをお願いする形で、定期的に計画立てて、駆除してもらって、それに対して、市がもう少し補助金なり資金的な援助をしていかないと、抑えられないような状況になってきているんですけども、それについて担当課

のほうでは何か検討されていることはありますか。

○生活環境課長 外来種のふえてきているっていうのは存じているところでございますけれども、一斉清掃とかエコ・ウォークの際にできるだけっていうことで、協力をお願いしているわけなんですけれども、もう、それだけでは足りないのかなど、事実感じているところではございます。ですので、市民の皆さんのお力と言いますか、クリーン塩尻パートナー制度とかっていうのがございますので、ぜひ、そういう制度に団体さんが入っていただいて、駆除をしていただければありがたいのかなど思っておりますので、その辺のところのPRをしながらまた、周知をして、市民の皆さんの協力を求めているかと思っておりますのでございます。

○永田公由委員 エコ・ウォークのときに、やはりみんなでぞろぞろ並んでごみ拾っても、ほとんど道路端とかそういうところはないんだよね。もうちょっとエコ・ウォークのあり方っていうものも検討されて、できれば外来植物一本に絞っていくくらいで、やってもいいような時期に来ていると思うんで、その辺、しっかり検討していただきたいと思います。要望でいいです。

○委員長 ほかには、よろしいですか。それでは、歳出につきましては、以上で終了といたします。

引き続き、歳入全般について説明を求めます。

○会計管理者 それでは、一般会計歳入の主なものについて御説明をいたします。本会議での決算補足説明と重複する箇所がございます。また、金額につきまして、100円以下を切り捨て、1,000円単位で説明させていただきますので、あらかじめ御了承をお願い申し上げます。説明の前に歳入の部分になりますけれども、決算書の誤りがございましたので、お詫びを申し上げ、お手数ですが訂正をお願いいたします。正誤表につきましては既に配付をさせていただきましたけれども、お持ちでないようでしたらお申しつけください。よろしいですか。

○委員長 よろしいです。

○会計管理者 訂正箇所47ページ、事項別明細書の備考欄でございますけれども、上2行の削除と下に2行の追加をお願いするものでございます。申しわけございませんでした。

それでは、説明を始めます。決算書の14、15ページをお願いいたします。決算書に沿って説明をいたしますが、別冊の決算説明資料もお開きいただきまして、5ページには款別の前年度比較がございます。6ページには市税税目別の前年度比較をお示ししてございますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

それでは、1款市税ですが、市税全体の収入済額96億9,854万5,000円は、前年度対比99.9%、615万2,000円の減となりました。備考欄で収納率は97.1%、前年度より0.17%の増となりました。不納欠損額は3,465万5,000円、件数は2,037件を法令の規定に基づきまして処理をしております。不納欠損の詳細につきましては、決算説明資料、7ページにありますので、後ほどごらんください。

収入未済額につきましては、2億5,348万2,000円で、令和元年度への滞納繰越となっております。

次に主な税目について、現年度課税分、滞納繰越分の合計で申し上げます。1項1目個人市民税ですが、収入済額35億5,250万5,000円は、前年度より0.4%の減、収納率は96.46%で、前年度より0.31%の増となりました。

2目法人市民税ですが、収入済額7億1,153万5,000円は、前年度より5.3%の増、収納率は99.51%で、前年度より0.29%の増となりました。

2項1目固定資産税ですが、収入済額43億9,509万円は、前年度より0.3%の減、収納率は97.04%で前年度より0.08%の増となりました。

16、17ページをお願いいたします。3項1目軽自動車税ですが、収入済額2億1,385万円は、前年度より4.1%の増、収納率は95.56%で前年度より0.31%の増となりました。

4項1目市たばこ税ですが、収入済額3億9,206万4,000円は、前年度より5.6%の減、次に2つ飛んで、7項1目都市計画税ですが、収入済額3億6,819万円は、前年度より0.2%の減、収納率は97.02%で前年度より0.09%の増となりました。

以上、市税につきましては、税目によって収入済額の増減ございますけれども、収納率は総じて増となりまして、歳入の確保に努めてまいりました。

次に18、19ページをお願いいたします。地方贈与税ですが、収入済額2億6,628万5,000円は、前年度対比108.8%、215万1,000円の増となりました。

3款利子割交付金ですが、収入済額1,827万7,000円は、前年度対比117.0%、265万4,000円の増となりました。

4款配当割交付金ですが、収入済額3,112万6,000円は、前年度対比83.4%、620万8,000円の減となりました。

5款株式等譲渡所得割交付金ですが、収入済額2,622万5,000円は前年度対比64.6%、1,438万円の減となりました。

22、21ページをお願いいたします。地方消費税交付金ですが、収入済額13億2,564万4,000円は、前年度対比104.3%、5,484万5,000円の増となりました。

7款ゴルフ場利用税交付金、また8款自動車取得税交付金、9款地方特例交付金につきましては、記載のとおりでございます。

10款の地方交付税でございますけれども、収入済額55億8,025万4,000円につきましては、前年度対比108.5%、4億3,686万6,000円の増となりました。

11款交通安全対策特別交付金ですが、22、23ページをお願いいたします。収入済額1,168万円は、前年度対比92.2%、99万1,000円の減となりました。

12款分担金及び負担金につきましては、特定の事業に要する経費に充てるため、受益者の負担を求めたもので、収入済額4,292万3,000円は、前年度対比106.0%、243万9,000円の増となりました。2項1目の民生費負担金の1節社会福祉費負担金は前年度より98万円の減、2節児童福祉費負担金は、前年度より308万5,000円の増となりました。

次に13款使用料及び手数料は保育料のほか、各担当課等で、管理している公共施設等の使用料や証明手数料などでございます。収入済額6億6,331万8,000円は、前年度対比97.8%、2,010万3,000円の減となりました。そのうち、1項使用料につきましては、前年度より647万6,000円の減となりました。

24、25ページをお願いいたします。特に減となった部分を申し上げますと、1項3目衛生使用料で、備考

欄3つ目の黒ポツ、聖地使用料につきまして、前年度より440万円の減、その下の黒ポツ、合葬墓使用料は前年度より1,775万円の減となっております。使用料につきましては、決算説明資料12ページから21ページに保育料等収納実績表や各施設の使用状況がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

ページ飛びまして、30、31ページをお願いいたします。2項手数料は前年度より1,362万6,000円の減となり、そのうち3目衛生手数料は、1,329万4,000円の減となりました。

次に、32、33ページをお願いいたします。国庫支出金ですが、収入済額27億9,101万円は前年度対比101%、2,674万1,000円の増となり、1項国庫負担金は前年度より7,712万3,000円の増となりました。このうち、1目民生費国庫負担金は社会保障制度におきまして、受給者の負担軽減等に要した費用を国が一定の割合で負担するものでございます。

1節社会福祉費負担金では、備考欄2つ目の黒ポツ、自立支援給付費負担金が2,564万2,000円、その3つ下の黒ポツ、障害児入所給付費負担金が854万5,000円、前年度に比べてふえてございます。

34、35ページをお願いいたします。3節生活保護費負担金では、備考欄1つ目の黒ポツ、生活保護費負担金が4,203万8,000円ふえてございます。

2項国庫補助金につきましては、各事業にひもづいて交付されておりますので、事業ごとの増減がございしますが、トータルでは前年度より6,441万9,000円の減となりました。なお、国庫補助金で収入未済額の欄に記載があるものにつきましては、令和元年度の財源として繰り越しとなっております。詳細につきましては、決算説明資料3ページに繰越明許費の内訳、下の表の各事業に対応しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

続いて、40、41ページをお願いいたします。3項委託金は前年度より1,503万7,000円の増となりました。このうち、1目2節総務管理費委託金1,591万2,000円は、新たに総務省委託事業の業務開拓モデルプロジェクトの採択を受け、RPA、AIによる業務効率化の実証事業に取り組んだことに関する委託金でございます。

15款県支出金ですが、収入済額13億4,322万6,000円は、前年度対比110.4%、1億2,673万4,000円の増となり、1項県負担金は前年度より2,917万3,000円の増となりました。

42、43ページをお願いいたします。県補助金は前年度より9,201万3,000円の増となりました。

ページ飛びまして、46、47ページをお願いいたします。3項委託金につきましては、前年度より554万7,000円の増となっております。

次のページ、48、49ページをお願いいたします。財産収入ですが、収入済額1億3,320万9,000円は前年度対比117.2%、1,958万6,000円の増となりました。詳細につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

50、51ページをお願いいたします。寄附金ですが、収入済額6億8,964万4,000円は、前年度対比123.7%、1億3,209万円の増となりました。

18款繰入金ですが、収入済額1億826万9,000円は、前年度対比16.6%、5億4,493万1,000円の大幅な減となりました。

2項基金繰入金は前年度より5億4,451万4,000円の減となりまして、52、53ページに詳細がございすが、1節財政調整基金繰入金が改元となったのが減額の要因でございす。

19款繰越金ですが、収入済額4億5,387万9,000円は、前年度対比86.5%、7,108万9,000円の減となりました。備考欄にありますとおり、前年度繰越金は、平成29年度決算の実質収支額4億955万6,000円と繰越明許費繰越金4,432万3,000円の合計となっております。

20款諸収入ですが、収入済額15億3,769万9,000円は、前年度対比92.1%、1億3,208万3,000円の減となりました。

大きく影響したのは、54、55ページにございす3項2目中小企業融資あっせん資金預託金元利収入の1億7,120万6,000円の減でございすが、諸収入につきましては不確定な要因で増減しますので、細かな説明につきましては、割愛させていただきます。

62、63ページをお願いいたします。21款市債ですが、収入済額26億7,663万8,000円は、前年度対比125.9%、5億4,981万1,000円の増となりました。

62ページから67ページまでの市債につきましては、決算説明資料27、28ページに起債借入状況がございすので、後ほどごらんいただきたいと思います。また収入未済額の欄に記載があるものにつきましては、令和元年度の財源として繰り越しとなっております。詳細は先ほどと同じ決算説明資料3ページの繰越明許費の内訳、下の表の各事業に対応しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

最後になりますが、66、67ページの最下行をお願いします。平成30年度一般会計の歳入合計の収入済額275億1,808万4,000円は、前年度対比102.1%、5億5,973万7,000円の増となりました。厳しい経済財政状況の中、国の補正予算に対応し、積極的な財源確保に努めてまいりました。以上をもちまして歳入についての説明を終わります。

○委員長 それでは、説明を受けました歳入全般の質疑を行います。委員の皆さんから質問等ございすか。

○永田公由委員 21ページの地方消費税交付金の関係で、市町村に対して人口及び従業員数で案分して交付とあるけど、この従業員数というのはどういったことを言うわけですか。

○財政課長 こちらの産業等の従業員、従事する人数ということでございす。ですので、商店等、消費税を扱う事業所等の従業員。

○永田公由委員 消費税を取り扱っている。

○財政課長 人口等で案分されてくるものでございす。

○永田公由委員 そうすると製造業とかそういったものも入るってことだよ、消費税の関係という。

○財政課長 そうですね。消費税が発生するものについては、カウントされると。

○永田公由委員 カウントされるということ。専業農家とか農業の関係はどうか、入る。

○財政課長 農業につきましては、カウントされるのか後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

○永田公由委員 よく住民税非課税世帯ということが出てくるんだけど、塩尻市の場合住民税非課税世帯というのは何戸くらいあるんですか。何戸というか世帯数で言うと。わからなければ後でいいけども。

○税務課長 今、手持ちがございせんので、後ほど調べてお答えをいたします。

○委員長 お願いします。ほかには。

○永田公由委員 スポーツ夢基金が当初1,000万円でスタートして、毎日のように新聞報道されて、いろんな大会に来て出ます出ますと言って。何かあれができてから非常に多くなったような気がするんだけど、現実的にはどうなんですか、今の状況は。

○財政課長 スポーツの全国大会の出場等でございますけれども、平成31年度につきましては全国大会の出場は8団体、個人では122人、交付額が273万6,000円、そのほかの世界大会がございまして、こちらは個人で延べ7人、交付額が70万円となっております。前年に比較いたしまして、合計で申し上げますと約40万円ほど増額となっているような状況でございます。

○委員長 平成30年度ね。今の数字は。

○財政課長 失礼いたしました。今の数字は平成30年度の数字でございます。

○永田公由委員 それで今、一般会計から繰り入れてるよね。300万円ちょっとか。あとスポーツ夢基金に使ってくださいという寄附は多少はあるって聞いたんだけど、そのどうなんですか。実質的には。

○財政課長 こちらの歳出に関する財源といたしまして、スポーツ夢基金からの繰入金でございます。御寄附については当初多額の寄附をいただいたところでございますが、その後減少していきまして、昨年度一般会計から1,000万円積み増しをしたところでございます。寄附の状況につきましては、小口のものは何件かいただいている状況ではございますけれども、状況としてはそのようなところでございます。

○永田公由委員 これ、よそではあまり見られないような基金で、当初はもうちょっと寄附してくれる人がふえるかなという淡い期待があってスタートした部分もあるんだけど、今言ったように、一般会計からどんどん繰り入れていくってような話になってくると、これ自体ちょっと考え直さなきゃいけないかなって気はするんだけど、その辺については企画政策部長はどんな見解をお持ちですか。

○企画政策部長 確かにこれ、毎年毎年このまま激励金ということで交付していきますと枯渇していきます。したがって、ことし対象者の見直しも担当課のほうでしておりますし、こういったものは一般会計からの支出っていうのを当初大前提としては考えておりませんでしたので、寄附をできるだけ募っていくことはしていかなければならないというふうに考えています。

○永田公由委員 例えば、一例としてふるさと納税の中に市長にお任せっていうのがあるじゃんね。ああいったのを流用って言えば変だけでも、そっちから回すっていうようなことはできないわけ。

○企画政策部長 ふるさと納税の返礼品をしていますけれども、どの政策を応援していただくかっていう、そのメニューの見直しを今しています。したがってスポーツの振興ということもその支援メニューっていうことになってきますと、対象になってくると思うんですが、それも含めて検討していきたいと思っています。

○永田公由委員 いいです。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですかね。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了し自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号平成30年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定についての中で、当委員会に付託されました部分について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号中、当委員会に付託された部分につきましては全員一致をもって認定すべきものと決しました。

それではここで、10分間休憩をとりたいと思います。3時5分。

午後2時55分 休憩

午後3時03分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

次に、議案第2号。

○財政課長 先ほど御質問のございました地方消費税交付金の関係でございますが、よろしいでしょうか。先ほど申しあげました人口でございますが、詳しく申しあげますと国勢調査の人口を利用しております。それと従業員者数でございますけれども、こちらの経済センサスの数字を利用しております。その中には先ほど申しあげました小売ですとか、製造業その他入っております。その区分の中に、農林業というのがございまして、こちらの従業員者数で申しあげますと141人でございます。ですのでおそらく推測でございますが、法人は入っているけれども、個人は入っていないというようなところではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議案第2号 平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 それでは、先に進みますが、議案第2号平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第2号国民健康保険事業特別会計決算認定について説明をいたします。決算書の271ページをお願いいたします。決算書271ページ総括になりますけれども、塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算額ですが、歳入合計69億5,821万785円、歳出合計額69億2,710万9,579円となりまして、差引3,110万1,206円となっております。続いて決算概要を説明しますので、お手元にありますもう1冊の決算説明資料の128ページをごらんいただきたいと思っております。128ページでございます。

4国民健康保険事業特別会計の概要ということで、1つ目の白丸になります。被保険者数は1万4,887人、前年度対比4%、625人の減となり、本市全人口に対する加入率は決算22.1%となっております。また世帯数は、9,075世帯、前年度対比2.2%、202世帯の減で、全世帯に対する加入率は32.9%となっております。この減少している背景につきましては、団塊の世代が徐々に75歳に近づきつつありまして、75歳以降後期高齢者医療制度へ移行することにつれて、国保の被保険者数は年々減少傾向にあります。こちらは全国的な傾向となっております。

2つ目の白丸、国民健康保険事業は昨年4月の大きな制度改正に伴いまして、都道府県が国保財政の運営主体となったことによりまして、財政運営の仕組みが大きく変更となりました。歳入におきましては新たに県の収入になるものや、逆に保険給付費など新たに県からの普通交付金で賄われることとなったものなど、歳出では後期高齢者支援金、前期高齢者納付金のほか、共同事業拠出金などの支出が皆減、全てなくなりまして、新たに国保税を財源とする事業費納付金を県に納めることとなっております。

その下の丸、歳入合計額は前年度より12億6,225万円余の、大幅な減となっております。その原因としましてはさきにも触れましたように、被保険者数や加入世帯者数の減少による保険税の減少や、制度改正によりまして今まで直接市の歳入になっていたものが国庫支出金のほか、社会保険診療報酬支払基金から前期高齢者交付金など、新たに県の収入になったことによるものが大きな要因となっております。基金繰入金につきましては、保険料が急激に上がることをないよう独自の激変緩和措置をとったことのほか、被保険者数の減少による事業費納付金の財源を補うため、8,126万円余を財政調整基金から繰り入れております。

4つ目の白丸になりますけれども、歳出合計69億2,710万円余は前年度対比13.9%、額にして11億1,828万円余の大幅な減となっております。減額の主な要因としましては、制度改正に伴いまして介護納付金や後期高齢者支援金といった、先ほども言いました社会保険診療報酬支払基金への納付金が県から支払いになったほか、共同事業拠出金がなくなったことが大きな原因であります。また、財政調整基金は前年度繰越金から1億2,071万円余を積み増ししております。

最後の白丸になりますが、歳入差引額の3,110万円余は令和元年度会計に繰り越しております。

次に1枚めくっていただきまして、129ページになりますけれども、歳入歳出それぞれ項目構成を掲載しております。歳入ではさきにも触れましたように、皆減、全て減となっているものは制度改正により直接県の収入になったものであり、また逆に医療費の自己負担分を除いた保険給付費や県からの普通交付金として受け取るため、全額皆増という形で全額ふえております。

歳出につきましては、区分の下から5行目以下が全部県からの支出となったため皆減となりまして、逆に上から3行目の国保税を財源とする国保事業費納付金を新たに県に納める仕組みになったため、皆増という形で全てが増えております。

次に、131ページをごらんいただきたいと思います。説明資料131ページですけれども、3国保加入世帯数の状況ということで、過去5年間の加入世帯者数と被保険者数の状況を掲載しております。さきにもお話したとおり、世帯数、被保険者数とも、平成26年度以降減少傾向にあります。被保険者数減少の主な要因は、先ほど言いました後期高齢者制度へ移行する人が多いことや、人口減少、景気回復に伴いまして被用者保険へ新たに加入するなどの移行が考えられます。なおこの表中、被保険者のうち退職とありますが、被用者保険の資格を喪失した老齢退職年金の受給者が65歳になるまで保険給付上区分される被保険者で、65歳に到達しますと一般被保険者に移行をしております。退職者医療制度自体は平成26年度をもって既に廃止となっておりますけれども、それ以降経過措置としまして、当時60歳の人が65歳になるまでこの制度を存続するということになっておりますので、被保険者数は減少するのみという形になっております。一番下の表4につきましては、平成30年度の加入者の異動の状況であります。

次のページ、132ページになりますけれども、こちらは国保税の調定と収納状況が一覧になっております。平成30年度の収納率は現年度分が前年度対比0.12ポイントアップの94.3%、滞納繰越分が2.58ポイントアップの23.65%、合計で1.07ポイントのアップ、80.16%で収納率は年々上がってきてございます。

次の133ページになりますが、医療給付費の状況であります。年次別に保険給付費の内訳を記載してあります。左から一般的な医科、歯科、入院、外来、調剤などの療養給付費、次に柔道整復、コルセット、はり、あんまなどの療養費、以降高額療養費等に区分してあります。平成30年度の療養給付費につきましては40億7,777万円余で、前年比0.3%、1,282万円余の増となりましたが、療養給付費は制度改正により翌年度精算を行うこととなっておりますので、概算額による決算となっております。

続いて134ページになりますが、出産育児一時金、葬祭費の状況はごらんとおりとなっております。(2)の表中、人間ドックの補助件数は近年の健康志向の高まりによりまして年々増加しております。概要の説明は以上でありますけれども、次に決算書に戻っていただきまして、286、287ページをお願いします。

歳出事項別明細を説明させていただきます。1款1項1目の一般管理費ですが、備考欄2つ目の白丸、国保事務費諸経費の主なものは中段より少し下の黒ポツ、電算化共同処理事務委託料250万円余と、その2つ下の黒ポツ、レセプト点検業務委託料194万円余と、その1つ下の黒ポツ、国保情報集約システム運用委託料235万円余で、いずれも国保連合会への委託料となっております。その下の黒ポツ、国保情報集約システム連携用パソコン導入委託料112万円余は、基幹系システムと国保情報集約システムの間で、日々異動する国保の資格情報を連携するために設置したパソコンの導入委託料であります。2目にいきまして連合会負担金260万円余は、県の国保連合会への、塩尻市負担金となっております。

2項1目の賦課徴収費の備考欄2つ目の白丸、賦課徴収事務諸経費の主なものは下から2つ目の黒ポツ、税情報等システム使用料932万円余であり、賦課に必要な基幹系システムの使用料でございます。

次に288、289ページをごらんいただきたいと思います。3項1目運営協議会費では、国民健康保険事業の運営状況のほか、第2期データヘルス計画の概要や、国保特定検診の取り組み状況などについて、国保運営協議会を2回開催しまして、協議した経費となっております。

2款保険給付費ですが、1款の療養費中1目2目は一般的な医科の入院、外来、調剤などの療養給付費と、3目4目の柔道整復、コルセット、はり、あんまなどの療養費に区分し、更にそれぞれ一般被保険者分と退職被保険者分に区分をしております。年次別推移は、説明資料で先ほど掲載してございます。また5目には、これらを給付するための審査支払手数料が掲載してあります。表中2目4目にある退職被保険者とは、先ほど説明したとおりの資格となっております。

1目の一般被保険者療養給付費は備考欄にあります。24万件余で40億2,453万円余、2目の退職被保険者等療養給付費は2,000万件余で5,324万円余、1目と2目を合わせました療養給付費は前年度比0.3%、1,282万円余の増となりました。前年度と比較した状況は、先ほどの説明資料に掲載してあるとおりでございます。

1目一般被保険者療養給付費、備考欄の1番下になります戻入未済額16万円余につきましては、被用者保険へ

の加入や転出等によりまして、塩尻市国民健康保険の被保険者資格のないものが、資格喪失の届け出が遅かったりする関係で、新しい保険証を医療機関で提示しなかったために塩尻市国保の現物給付を受けてしまった場合で、その療養給付費の返還を求めたところ出納閉鎖までに返納されなかったものでございます。戻入未済額につきましては、今年度、令和元年度の歳入の雑入、返納金として調定をし、1件ごとの管理で継続して返納を求めています。3目と4目を合わせました療養費は、前年度比12.3%、661万円余の減となりました。5目の審査支払手数料は、国保連合会へ支出した手数料でございます。

2項1目と2目の高額療養費は、1カ月の窓口負担金が世帯の所得などに応じた限度額を超えた場合に支払ったものであります。備考欄にあります現物支給分とは、前もって交付された限度額、適用認定証を入院や外来の際に提示することで、あらかじめ限度額を超える自己負担はその窓口ではしなかった場合でございます。高額療養費は、医療機関に対し療養給費に合わせて支払われたものでございます。償還分というものにつきましては、限度額を超える分を含めて自己負担を一旦本人が医療機関で支払った後に、市民課の窓口で高額療養費の支給申請をしたものでございます。高額療養に該当する方に対しましては、市民課から通知をして申請を促してございます。

3目と次のページ、290、291ページの4目高額医療・高額介護合算療養費は、医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額が限度額を超えた場合に支払うもので、一般被保険者分は5件で3万円余、次のページ退職被保険者分は1件で7万円余となっております。1年分ですので、全て償還払いによるものでございます。

4項の出産育児諸費と5項の葬祭諸費につきましては、決算説明資料に掲載したとおりでございます。

3款国民健康保険事業費給付金は国保制度改正により新たに設けられたもので、都道府県から示された市町村ごとの分賦金です。この事業費納付金は医療分、後期高齢者支援分、介護分に分かれておりましてそれぞれ県全体での総額の見込みから、国、県、補助金等を控除した残額を自治体ごとに案分して算定をされています。例えば医療分では、国の係数を元に県全体の保険給付費の見込み総額を算出し、そこから定率国保負担金や調整交付金、あるいは社会保険診療報酬支払基金から交付される前期高齢者交付金などの財源を控除し、市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じて案分されることとなっております。自治体は、国民健康保険税を財源として県に納付金を納める仕組みとなっております。平成30年度の納付金につきましては、1項医療給付費分として13億1,573万円余、次のページにわたりますが、2項後期高齢者支援金等分は4億1,473万円余、次の292、293ページの3項介護納付金分は1億3,681万円余を支出をしてございます。

次の4款につきましては、健康づくり課からの説明となります。

○健康づくり課長 それでは4款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、健康づくり課が所管となっておりますので、私の方から説明をさせていただきます。備考欄白丸、特定健康診査等事業諸経費4,931万円余につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、生活習慣病の早期発見、予防を目的として、医療保険者に義務づけとなった特定健康診査と特定保健指導に係る経費となっております。上から8つ目の黒ボツになりますが、特定健康診査委託料4,235万円余につきましては、25歳から74歳を対象に特定健康診査と保健指導を実施をしまして、生活習慣病の発症予防、重症化予防を図ったものでございます。集団検診は健康づくり事業団に、医療機関による個別検診は塩筑医師会に委託をして実施をしたものでございます。4,602人が受診をしております、全体の受診率は34.9%となっております。前年度より0.2%の上昇という

ことになっております。なお40歳から74歳の法定の受診率につきましては、確定をしております平成29年度におきましては44.8%でございまして、前年度より2.1%の上昇となり、延べ率におきましては19市の中で1位ということになっておりますが、県平均の47.1%を下回る状況でございます。受診率の向上が喫緊の課題となっております。健康づくり課と市民課の担当者により特定健診受診率向上研究会を立ち上げまして、現状の課題を共有しながら受診率の向上に向けた具体的な施策の検討を始めているところでございます。

次に、2項1目保健衛生普及費になります。備考欄白丸の、健康増進事業諸経費549万円余につきましては、2つ目の黒ポツ、エイズ予防教室講師謝礼25万円余につきましては、市教育委員会と連携をしまして命のかがやき教室として助産師等が講師となりまして、感染症の正しい知識の普及などに取り組んでいるものでございます。平成30年度は13講座で延べ22回開催をしております。一番下の保健推進活動費補助金95万円につきましては、塩尻市ヘルスアップ委員会の地区活動に対する補助金でございまして、地区健康教室や栄養教室の開催、ウォーキングマップの普及啓発などを行い、地域の健康への意識の向上を図ったものでございます。私からの説明は以上です。

○市民課長 同じく同じページの一番下、備考欄下から3つ目の黒ポツになりますけれども、こちら医療費通知委託料と、その下のジェネリック医薬品利用差額通知委託料は、ジェネリックの医薬品を使いますとこれだけ差額が出ますよという通知を国保のほうから出しております。適正受診や医療費の削減を狙っての取り組みをしてございます。

次の294、295ページになりますけれども、2目疾病予防費の備考欄の白丸、人間ドック等補助金の年次別推移は、決算説明資料で説明したとおりでございます。

5款1項1目の財政調整基金積立金は、基金の利子と前年度決算剰余金から1億2,071円余を積み立てたものでございます。基金残高は、決算書の最終ページの一番下にあるとおりなんですけれども、年度末現在5億1,237万円余となっております。

その下、7款1項3目の償還金5,647万円余は、備考欄にあります前年度の特定健診の負担金のほか、次のページ296、297ページにいきまして、備考欄上の2つ目の白丸、前年度の一般被保険者分の療養給付費100分の32相当の国庫負担金及び退職被保険者分として、社会保険診療報支払基金から交付された交付金について精算に伴う償還金となっております。歳出については以上でございますけれども、ちょっと戻っていただきまして、今度は歳入の説明をさせていただきます。決算書の276、277ページをお願いいたします。

上から1款の国民健康保険税は説明資料で説明をしましたが、収入済約14億2,943万円余で、備考欄にありますように収納率は前年度対比、現年度分0.12ポイントアップの94.3%、滞納繰越分が2.58ポイント増の23.65%、合計で1.07ポイント増の80.16%ということになっております。

次の278、279ページをお願いいたします。一番下の項目の4款1項1目の保険給付費等交付金は、制度改正に伴いまして新たに設けられたものでございまして、普通交付金と特別交付金の2つに分けられております。

1節普通交付金につきましては先ほどの説明と重複しますが、出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料の一部を除いた、医療費に係る自己負担額以外の保険者が負担している保険給付費相当額に当たり、県から新たに交付されることとなったもので、平成30年度は47億5,064万円余が交付されております。

2節特別交付金につきましては、備考欄1番上の黒ポツ、保険者努力支援分は保険者の保険予防事業等への取り組み状況に応じて交付されるもので、2,549万円余が交付されたほか、2つ目の黒ポツ、特別調整交付金は従来の国の特別調整交付金に当たるものとなっております。

次の280、281ページにいきまして、備考欄の1つ目の黒ポツ、県繰入2号分、これは従来の県の特別調整交付金にあたります598万円余、2つ目の黒ポツ、特定健康診査等負担金1,729万円は従来の国3分の1、県3分の1の負担金の合算になったものとなっております。

下にいきまして、6款繰入金であります。6款1項1目の一般会計繰入金は、被保険者の世帯の所得状況等に応じて国保税を軽減したことに対する繰り入れなど、それぞれ法の規定に基づきまして一般会計から繰り入れたものでございます。

次の282、283ページにいきまして、6款2項1目の基金繰入金8,126万円余は、決算説明でもお話ししたとおり、被保険者の減少に伴い保険税が当初見込みより減少したことによりまして、歳出の国保事業費納付金の財源を担うために、財政調整基金より繰り入れたものであります。

下のほうへいきまして、8款3項雑入、1目2目の第3者納付金は、相手のある交通事故等に対しまして第三者による疾病で、国民健康保険により医療機関を受診した際の医療費について、国保連合会に委託し相手方が加入する自賠責保険や任意保険に、医療費のうち保険者負担分の賠償を受けたものでございます。3目4目の返納金は、国民健康保険の資格喪失後に医療機関を受診した際、本人もしくは社会保険から返還を受けた保険者負担分になります。国保特別会計の説明については以上になります。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○永田公由委員 都道府県が国保財政の運営主体になることによって、市の負担、今まで一般会計からの繰入金とか、そういったものが減額になったのかどうか。それともう1つは、保険者にとって何か運営主体が変わることによって変更になったこと等、あるわけですか。

○市民課長 詳細はちょっと係長のほうから説明をいたします。

○市民係長 まず一般会計等からの繰入金の関係につきましては、基本的には法定の分しか繰り入れをしておりませんので、都道府県化に伴って減った部分というのは特にございません。保険者にとってよくなった点、メリットでございますけれども、都道府県化になったことによりまして、保険給付費については全て県の普通交付金で賄われるという形に仕組みが変わりました。なので、例えば2月とか1月、急にインフルエンザがはやって医療費が伸びてしまった場合、3月で補正で対応しなければいけないという時期になるんですが、その際通常であれば基金を取り崩すか一般会計から入れるか、どうかしないと歳出が、予算が組めないという状況になるんですが、県から普通交付金が交付されますので、保険給付費が足りないというときに1億円足りないよと言っても、県の普通交付金を1億円歳入で見ること、予算を組めるという形に変わっておりますので、そういった点では財政的な心配をしなくてもいいと。保険給付費が足りなくなるという心配はしなくていいというメリットは生じているところであります。以上です。

○永田公由委員 いいです。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 293ページ、ジェネリック医薬品の状況についてお聞きします。実際に送っている件数と、その差額の金額が幾らぐらいなのかお聞きします。

○国保年金係長 ジェネリック医薬品の差額通知でございます。こちらは、年2回送付をさせていただいております。送付時期としましては、7月と1月、診療月で見ますと、4月の診療分と10月の診療分、こちらの調剤分ということで作成をしております。通数ですけれども、7月に発送した分については、929通、1月に発送した分につきましては、896通になります。こちらについては、特に精神的なもののお薬とか、特定のものは国保連合会のほうで集計をさせていただいて、通知をさせていただいているというところになります。当然、個人ごとにそれぞれのジェネリック医薬品があるものみの通知になっておりますので、集計までは市のほうへデータが来ておりませんが、全体では、ジェネリック医薬品の利用率としましては、約71%、本年の3月の状態ですが、ジェネリック医薬品が販売されているものにつきましては、約71%がジェネリックのほうになっております。平成25年度時点では44.8%でしたので、通知の効果等もありまして、大分、国が示す8割にもっていくというところには近づいてきているのかなと考えております。以上です。

○山口恵子委員 大分、制度も浸透されてきて、効果が上がってきているというように理解をしました。これは、国保の保険証が変わるたび、いつも通知をいただいて、保険証に貼るシールもついていますけれども、利用されている方はもういいと思うんですけど、新たに国保に加入される方とかにもこういった制度を浸透させていただいて、言葉でも言わなくてもシールを貼って示せるように、またしっかりPRをしていっていただきたいと思えます。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。ありますか。

○山口恵子委員 289ページ、高額療養費制度の申請手続についてお聞きしたいんですけど、お一人お一人基準額が違いますが、一定以上の利用額になった場合に、毎月申請をしていただくようになっていっていると思うんですけど、後期高齢者のほうだと、1回手続をすれば、後はその都度の申請は多分、必要がなかったような気がするんですけど、その手続がどうして違うのか。できれば、月々の申請ではなくて、1回だけすれば必要なときだけそういった制度が利用できるようにしてほしいという御意見をいただくものですから、その手続についてお聞きします。

○市民課長 現在の手続につきまして、細かい手続を係長のほうから説明をいたします。

○国保年金係長 高額療養費、議員さんおっしゃるように、75歳以上の後期高齢者の方については、高額療養費制度に該当をして償還分ということで、後から戻るのが発生した場合については、一度、口座登録をいただくことで、自動給付という制度になっております。75歳までの国民健康保険のほうにつきましては、原則が申請主義になっておりまして、ただ70歳以上の方については、後期高齢と同様に自動給付をするという運用が可能であるというルールが設けられてはいるんですけども、こちらを行う場合、市でも検討したんですけども、70歳以上の世帯に限るという形になっております。なので、まれに、結構実は、国保は異動が多いものですから、70歳以上の方で、自動給付をされていたと、仮に市が運用を開始をしてやっていた場合、その世帯に例えばお子さんが国保に加入した場合は、1回また自動給付ができなくなるという運用の制度になっております。また、抜けたら開始ができる。ここは少し混乱を招いてしまうところが、多々あるというところで、逆に迷惑をか

けることも少なからずあるかなど。確かに市民の方から見れば、世帯情報が変わらなければ当然、メリットが多いんですけども、逆に不利益というか、わかりづらくなっている面もあるので、市のほうでは実施には至っていないという現状でございます。以上です。

○山口恵子委員 国保のほうは申請主義ということで、うちの塩尻市はそういう対応をしていらっしゃるということですけども、これはほかの市町村は、国で統一されているのか、市町村ごとにその条件が決められるのか、いかがですか。

○国保年金係長 こちらの70歳以上の方の自動給付をするかしないかについては、基本的には自治体でやっております。近隣ではまだやっているところはないかと思いますが、高額療養費の申請手続も当然ながら手間がかかるということ、受け取るこちら側も手間がかかるということもありまして、松本で今、検討を進めているようなお話は伺っているところであります。以上です。

○委員長 ほかには。よろしいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

○税務課長 先ほどの歳入のところ、永田委員から非課税世帯の関係の回答をさせていただきたいと思っております。最新の状況になりますけれども、世帯数は2万7,861世帯、そのうち非課税世帯が7,877というふうになっております。以上です。

○委員長 それでは、次に進みます。

議案第6号 平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第6号平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 議案第6号後期高齢者医療事業特別会計決算認定について説明をいたします。決算書の353ページをお開きいただきたいと思います。353ページになります。後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算額ですが、歳入合計7億7,255万7,485円、歳出合計7億5,055万385円、差引額2,200万7,100円となっております。

続きまして、概要を説明をさせていただきたいと思っておりますが、別冊の決算説明資料の149ページをごらんいただきたいと思います。後期高齢者医療制度は県に設置された長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっております。被保険者の資格管理、医療給付、保険料賦課、保険事業など制度の全般を担います。市町村がこれ

に対して事務を行う形となっております。市町村は被保険者から各種申請や届け出の受け付け、被保険者証の引き渡し、保険料の収納広報、相談業務など、窓口業務を中心に担当しており、徴収した保険料は納付金として広域連合へ納付しております。

説明資料の一番上の白丸でございます。被保険者数は9,865人で、前年度対比、2.6%、247人の増となっております。高齢化が進みまして、国保の被保険者が減少する一方、後期高齢者の被保険者数はそれに伴って年々ふえております。

2つ目の白丸、歳入合計額は7億7,255万円余で、前年度比2.5%、1,856万円余の増となっております。このうち後期高齢者医療保険料は前年度対比2%増の6億74万円余で歳入全体の77.8%を占めております。

3つ目の白丸、歳出合計額は7億5,055万円余で、前年度対比2.5%、1,846万円余の増となっております。このうち保険料などの広域連合納付金は、前年度対比2.6%増の7億3,890万円余となっております。歳出全体の98.4%となっております。

最後の白丸であります。歳入歳出差引額の2,200万円余は出納整理期間中に収入した保険料でございます。これを翌年度会計に繰り越し、翌年度の納付金として、広域連合へ納付する会計処理を行ってございます。

次に、決算書によりまして、歳出事項別明細を御説明させていただきます。362、363ページをお願いいたします。362ページの1款1項総務管理費の1目一般管理費につきましては、備考欄にありますように嘱託員の人件費などと広域連合へ職員を派遣をしておりますので、そちらの派遣職員の特別旅費等の事務諸経費でございます。

2項1目は徴収費でございます。備考欄にありますように、システム使用料などの保険料徴収に係る事務諸経費でございます。

2款1項1目の広域連合納付金は、備考欄の2つ目の黒ポツ、保険料として徴収した保険料等徴収納付金6億77万円余と保険料軽減分として一般会計から繰り入れた保険基盤安定納付金1億3,813万円余を広域連合へ納付したものでございます。

次に歳入でございますが、358、359ページをお願いいたします。358ページであります。1款の後期高齢者医療保険料は概要で説明しましたとおり、収入済額の6億74万円余で、備考欄にあります収納率は現年度分99.75%、滞納繰越分53.37%で、全体では前年度より0.13ポイント高い99.49%でございました。

4款1項の一般会計繰入金は事務費に対する1目事務費繰入金1,053万円余です。

次のページであります。360、361ページへ行きまして、2目保険基盤安定繰入金、保険料軽減分の1億3,813万円余でございます。保険基盤安定繰入金は同額を広域連合へ納付しております。

後期高齢者医療特別会計決算の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいですか。

これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案題6号平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

午前中から大変御苦勞さまでございました。本日の審査はここまでといたしたいと思います。御苦勞さまでございました。

午後3時43分 閉会

令和元年9月20日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 平間 正治 印